

平成27年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成27年9月11日（金曜日）

○議事日程

平成27年9月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	和田 敏 明 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
6 番	山 田 耕 治 君	7 番	三 原 昭 治 君
8 番	河 杉 憲 二 君	9 番	山 根 祐 二 君
10 番	安 村 政 治 君	11 番	橋 本 龍太郎 君
12 番	吉 村 弘 之 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員（1名）

5 番 重 川 恭 年 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君	土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君
入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君	会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	消 防 長	三 宅 雅 裕 君
教 育 部 長	末 吉 正 幸 君	上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出がありました議員は、重川議員であります。

また、執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、平田議員、19番、今津議員、御兩名にお願いいたします。

議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） これより質問に入ります。最初は、2番、藤村議員。

〔2番 藤村こずえ君 登壇〕

○2番（藤村こずえ君） 皆様、おはようございます。会派「和の会」の藤村こずえです。通告に従い2点御質問させていただきます。

1点目は、子育て世代の定住促進についてお伺いします。

昨日の今津議員の質問と重なる点もあるかと思いますが、現役子育て世代の視点から質

問をさせていただきます。

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会、経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、地方においては都市への人口の流出も進み、少子化の進展に伴う人口減少はどの自治体にとっても大きな問題であり、本市も例外ではありません。

民間の有識者らでつくる日本創生会議の報告によると、山口県では3市4町が将来消滅の可能性がある消滅自治体と指摘されています。これは、子どもを産む女性の9割は二十から39歳なので、その人口動態を基にし、全国1,800に及ぶ自治体の将来がどうかを示した指標によるもので、その年代の女性が現在よりも50%以上少なくなると、どれほど頑張っても人口は減少し、また50%以下になった自治体は消滅する可能性があると報告されています。

この指標によると、本市は県内でも上位から3番目と高い水準にあり、近年の人口減少からも消滅自治体と言われている市町村に比べれば、人口減少はそれほど深刻でもないように見えます。

しかし、人口減少が顕著なトレンドを示しだしてから、少子化対策に取り組むのではなく、早い段階で手段を講じる必要があると思います。

そこで、先ほどの消滅自治体の定義としてお話しした子どもを産む女性の9割に当たる二十から39歳の女性、言い換えれば子育て世代をいかに増やすか、子育て世代の定住をいかにして促進するか、このことこそ本市の人口減少に歯どめをかける大きな要因になると考え、本市の子育て支援の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

1点目、現在防府市人口ビジョンを策定中ではありますが、人口全体の推移だけでなく、年齢別の人口の推移、特に子育て世代の人口の絶対数の推移について、格別の注意を払って見ていく必要があると考えております。

このことについて、現状分析から執行部としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目、子育て世代の転出抑制、転入促進のために現在本市で行われているさまざまな支援について、お伺いいたします。

3点目、本市は子育て支援の一つとして、来月1日から市内の子どもを対象にした医療費無料化の適用範囲を、小学校6年生まで拡大します。これによって児童の保健向上が図

られ、何より子育て家庭の負担軽減となります。親の所得制限を設けず、小学生の医療費を無料化する取り組みは、県内13市でも唯一です。私を含め、子育て世代に新たにありがたい施策が加わり、同世代のお母さんたちから喜ぶ声をたくさん聞いております。

このような、他市に負けない充実した子育て世代に対する支援は、本市の場合、各課にまたがってたくさんあると思いますが、これらをわかりやすく一元的にまとめるなどして、広く啓発するお考えはありませんでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 2番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市では、人口減少を克服し、将来にわたって活力あるまちを維持していくため、現在「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を鋭意進めているところでございます。もちろん、この策定で全てが終わるわけではなく、その策定に基づいて施策を断行していくことが極めて肝要であることは、申し上げるまでもございません。

この「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の案では、5つの基本目標を掲げておりまして、この中で「若い世代の希望をかなえる結婚・出産・子育て環境の創造」と「未来を拓く地域教育力の再生」の2つを目標に掲げ、子育てしやすい環境や子どもの教育環境の充実に取り組み、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進めていくことといたしております。

さて、1点目の子育て世代の人口推移についてのお尋ねでございますが、子育て世代については、明確な定義がございませんので、ここでは仮に20歳から49歳までを子育て世代と捉えまして、その人口推移について御説明させていただきます。

国勢調査によりますと、本市における子育て世代の人口は、平成17年が4万1,553人、その5年後の平成22年が4万6,299人でありまして、単純計算ではございますが、5年間で9,244人の減少ということになっております。

しかしながら、住民基本台帳に基づく人口移動の状況を見ますと、子育て世代の転入・転出の状況につきましても、平成25年に転入超過に転じておりまして、平成26年も1,500人の転入超過となっております。

また、本市では1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率は、近年、上昇傾向にありまして、平成25年には全国の合計特殊出生率が1.43となっている中で、本市は1.76という水準となっております。

次に、2点目の子育て世代の転出抑制、転入促進のために行っている本市の施策について

てでございますが、子育て世代の定住促進を図る上では、働く場が確保されていることに加えて、子育て支援や子どもの教育環境が充実しているなど、他市から見ても魅力ある防府市であることが何よりも大切であろうと考えております。

本年3月には「防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しまして、「子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府」という基本理念のもとに、多様化する子育て家庭のニーズを踏まえた保育サービスの提供をはじめ、留守家庭児童学級の拡充や赤ちゃんの駅の整備など、諸施策を推進しているところでございます。

また、本年10月からは、県内で唯一、所得制限を設けず、小学生の医療費を無料とする「こども医療費助成制度」を新たに実施することといたしております。

さらに、本年5月に実施いたしました「結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査」では、理想の子どもの数を持たない理由として、経済的理由が最も多かったことから、子育て家庭へのさらなる支援拡充のため、本年4月から県と連携して実施しております第3子以降の保育料などの軽減について、その所得制限を見直すことや、新たに2人、3人、4人という多子世帯へのお祝い金などの制度を創設することなどを、今考えているところであります。

加えて、各家庭の子育てや教育力の向上を図るため、三世同居、あるいは三世近居を促進するための支援などにつきましても、現在検討しているところでございます。

今後、ただいま御紹介いたしました施策のみならず、さまざまな子育て支援サービスなどに関する情報を一元化しまして、市民の皆様へわかりやすく発信する「子育て応援サイト」も、議員御提案のように開設していかねばならないと考えておりますし、妊娠期から子育て期にわたって、包括的な支援を行うワンストップ窓口を設置することによりまして、子育て家庭に対する切れ目のない、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと存じます。

最後に、子育て世代の転入促進のための啓発についてでございますが、現在制作中でございます移住プロモーション動画、あるいは定住促進パンフレットなどを活用しながら、市のホームページや全国移住ナビをはじめとする移住支援サイト、首都圏等で開催される移住フェアなどで、本市の暮らしやすさや充実した子育て支援制度などをPRし、「子育てしやすいまち 防府」を積極的に売り込んでいくとともに、市内外の子育て世代の方に、我がまちを選んでもらえるよう、引き続き、きめ細かな子育て支援や特色ある教育の、より一層の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございました。

ことし3月、本市が策定されました「防府市子ども・子育て支援事業計画」には、基本理念として「子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府」とあります。この基本理念に掲げたとおり、子どもの笑顔は人々に元気と優しさを与え、地域の活力の源となり、子どもの夢は未来をつくり、元気な社会を形成します。

子どもが伸び伸びとみずからの夢を育み、成長していくには、保護者が喜びを感じながら子育てを行う環境が整っていることが必要です。それには、子どもを健やかに産み、育てる環境づくり、育児への不安や負担、孤立感を感じさせない、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくり、さらには子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境づくり、生活環境、交通環境の整備など、子育てしやすいまちの実現には、あらゆる取り組みが必要だと考えます。

そして、先ほどの御答弁では、今後さらに本市は子育てしやすくなるような魅力的な施策も加わるとのことです。私も、可能なら3人目を考えようかなと思って聞いておりました。まさに、こんな気持ちにさせることが大事なことなんだと思います。

このまちで子どもを産みたい、このまちで子どもを育てたい、そう思う人を増やすことが大事だと考えます。そのためには、首都圏や近県でのPR活動も大事でしょう。パンフレットの制作もツールの一つです。しかし、これは国の勤める施策にのっとって、どの市も同じように行っていることです。

総務省が統括する全国移住促進センターが、地方への移住関連情報の提供、相談支援の一元的な窓口として、全国移住ナビのホームページを開設して、都会の人口を地方へ分散しようとしています。

また、地方自治体による移住交流のセミナー、PRイベントなど、首都圏で順番に我がまちをPRしています。この全国移住ナビのプロモーションビデオは、まちがいかに美しく、移住して来られた人に住みやすい環境であるかをPRするビデオです。

どのまちもそれぞれに工夫を凝らし、補助金も出ているので、それなりにお金もかけた立派なビデオに仕上がっています。ここに、防府市のビデオも近々アップされるんですが、今、制作がどの段階かわかりませんが、他市のビデオを見て感想を述べさせていただきますと、私の個人的な感想ですが、おおよそ田舎自慢です。「自然が美しい、食べ物がおいしい、人が優しい、だから人間らしい生活ができる」という内容が多いように思いました。

確かに、都会の暮らしと比較をして伝えること、人口減少が一番のまちの悩みで、増やすといっても若い人がいないというまちにとっては、都会に住む人に移住してもらうしかありません。移住された人に、大盤振る舞いで迎えるまちもあります。ですが、防府市は

違います。

この人口減少と言われる中で、出生率は上がっている。校区によってではありますが、留守家庭児童学級や教室の数まで足らなくて困る学校もある。子どもの夜間診療や休日診療を増やす必要がある。これは、子どもが少ないまちでは考えられないことです。

どうして出生率が上がっているのでしょうか。それは、子どもを育てやすいまちだからではないのでしょうか。今現在でも、そういう評価である本市が、今後はさらに子育て支援を拡充していくというのです。これが防府市の一番の自慢ポイントになるのではないのでしょうか。可能ならこの点をビデオに加えていただきたいなと思います。

また、この内容は外に発信する前に、まずは市内に、今住んでいる市民に発信してみたいかでしょうか。ここに生まれ、このまちに育ち、ずっと暮らしていると気づかないこともあります。やっぱり住むなら我がまち防府市だなと気づいていただきたいのです。

私の友人は、医療費無料の拡充の新聞記事を見て、防府に住もうかなと言っています。友人は山口市の出身で、御主人が防府市の出身です。現在は山口市に住んでいます。4歳と2歳の子どもがいる友人は、「防府は子育てしやすくいいね」と言ってくれます。

また、防府市は転勤されてきた御家族も多いのですが、住みやすいという声もよく聞きます。近隣の市に通勤しているけれど、家を建てる時に防府市に家を建てたと。山口県の真ん中で通勤もしやすい。高速道路のインターも市内の中心にある。国道2号、JR山陽本線など、陸上交通の主要幹線が市内を通っており、近隣市や近隣県でも通勤可能です。

策定中の人口ビジョンにも、市外への通勤・通学者は市内への通勤・通学を2,000人以上上回り、県外に通勤・通学される人も400人を超えています。御答弁にもありましたが、20歳から49歳のいわゆる子育て世代は、25年度からは転入超加に転じています。

しかし、この防府市の特性、よさをどれだけ市民の皆様に伝えられているのでしょうか。住む場所を選ぶときには、いろいろと他市と比較をするかもしれませんが、比較した人は気づくかもしれませんが、なかなか多くの市民の皆さんに防府市の特性、よさが伝わっていないように思います。

今回、この人口ビジョンを策定し、客観的に防府市の特性も見えてきたところもあると思います。そこで、これは提案ですが、本市の暮らしやすさ、充実した子育て支援制度などをわかりやすく、まずは市内にお住まいの全市民に宣伝されてみてはいかがでしょうか。

ここにパンフレットがあります。大阪府の熊取町は、住むなら熊取、また千歳市は子育てするなら千歳、山形県の飯豊町は、定住対策、子育て支援施策など、これらのパンフレットは、各課にまたがる子育て支援につながる施策を一堂に集めて、大変わかりやすく紹

介しています。

本市もホームページや広報で紹介はしてはいますが、自分に関係ないところは余り見ませんし、タイトルだけではなかなか中身まで理解しようとはしません。特に、子育て世代の若いお父さん、お母さんが隅から隅まで広報を読んだりはしないと思います。

このパンフレットは、絵や写真を使って、私のまちは子育てしやすいまちなんだと、改めて思わせてくれる内容になっています。子育ては出産から、いえ結婚から妊娠・出産・幼児期・学童期と切れ目なく、その時々で市の担当課も異なります。これを一体的にまとめ、わかりやすく紹介する方法を本市も考えてみてはいかがでしょうか。

その方法がホームページでもパンフレットでも構いませんが、例えばパンフレットなら、市役所だけに置くのではなく、市内のありとあらゆる場所に、公共施設はもちろん、会社、商店、コンビニ、乳幼児健診のときはもう手渡しをされたり、保育園や学校でも配布をして、また高齢者の方にも見ていただいて、防府市がいかに子育てしやすいまちだということを、まずは市内に発信し、市民全員に防府のまちの特性を認識してもらってはいかがでしょうか。この点について御所見をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全く私は同感の思いでお聞きしておりました。プロモーションビデオをこういう形でいきたいというものを、私のところにまず持って来ました。それは、市の若手職員でつくったもののごさいましたが、私、実はそれを見て愕然としまして、こんな雲をつかむような、わけのわからんようなものを出すなど言いました。

まず、働く場所があって、そしてそこで初めて住むことができ、子どもを学ばせることもできるんじゃないかと。何も無いのに、ただぼっと住んでくださいなんていうようなことを言うばかりが、そんなことに金かけるわけにいかないよと私は言って、突き返したのが1カ月ぐらい前だと思います。

今いい——どの程度まで進んでいるのかは、後ほど担当部長から説明いたしますが、そのできたものを、まず市民に発信をしていきなさいという話は、本当に的を射たお話だなと思います。

現に防府に住んでくださっている方々が、ああ、こういうサービスもあったのか、あるいはこういうところまで気配りがされているのかということで、転出しようと思っている思いをとめられることもあるわけです。

現に、データの的には毎年転出者のほうがおおよそですが、150人ずつぐらい増えているんです、転出者も。ところが、それを補って余りあるほどの転入者が、250人ずつぐらい転入者があるんで、データの的にさっきちょっと申し上げたような、150人の転入超

過であるということを申し上げたと思いますけども、そういう現実になっているわけで、出ていかれる方々を出て行かれないようにしてくださる、そういうお気持ちになっていたできるように、よくPRしていくということは、極めて大切なことではないかと思っております。

したがいまして、田舎自慢、防府自慢をするのではなくて、住みやすいまちなんだよと、あるいは働きやすいまちなんだよと。私が日ごろから申しております「住むなら防府、学ぶなら防府、働くなら防府」と、これは私がキャッチコピーでいつも言っている言葉であるわけですが、まさにそれが大事だと思っておりますので、これからもいろいろなお気づきなども頂戴いたしたいと思っております。

それでは、足りないところはどの辺まで進んでいて、いつごろ公表できる状況になってきているのか、話を部長のほうからいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 移住ナビに搭載いたしますプロモーションビデオにつきましては、今現在、総合政策課のほうで業者と打ち合わせ等をいたしておりまして、間もなくできるものというふうに考えております。

また、あわせまして先ほどございました市民の方々への周知でございますが、議員の御提案いただきました市内への情報発信方法を御参考にさせていただきます。今後検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 私のほうから、市民への周知につけ加えてお答えいたします。

さまざまな支援策を実施しておりますことは、先ほどお話があったとおりでございますが、御指摘のとおり、まず市民にそれを知ってもらうことが何よりも大切であろうということは、御賛同いたします。

これまで以上にパンフレット等も利用しながら、周知を図りたいと考えておりますが、今回新たに本答弁にありましたとおり、各課にまたがるさまざまな子育て支援サービス、こういったものの情報の一元化をいたしまして、市民の皆様へよりわかりやすく発信する子育て応援サイトを、今のところ平成28年開設の予定で準備を進めております。

具体的には、これにつきましてはホームページにただ単にリンクするだけでなく、子育て世代をターゲットとしておりますから、スマホのアプリ等を利用して周知を図りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。これからもいろいろと予定もあるということなので、大変期待をいたしておりますので、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいいなと思います。

市民に防府市は他市よりも子育てにすぐれたまちなんだと認識してもらうことで、子どもたちは進学でたとえ県外に出たとしても、結婚して暮らすなら地元がいいかなと思うでしょうし、また親世代も防府は子育てしやすいまちだから、帰ってきなさいよと伝えることもできます。まずは市民が防府市に誇りと愛着を持ち、それが地域をつくり、産業の活性化につながり、そのことは市内外から防府市が暮らしやすいまちだと評価を得るはずで

す。市民一人ひとりが防府市のよさに気づけば、自然と外に向かって地元の魅力を語るようになるはずで

す。市の知名度がないことを嘆く声も聞きますが、市外にPRする前に、まずは市民に市のよさ、本市の魅力をわかっていただいて、ここで根を張って生活をしたと思う人を増やすことが、将来にわたって持続的に発展していく防府市をつくっていくのだと思っております。

防府市の未来をつくるのは、子どもたちです。子育て支援を積極的に推進することは、防府市の未来への投資だと考えます。今後の子育て支援のさらなる充実と、そしてどうぞ他市に負けないこのよさを大いに自慢して、定住促進につなげてほしいと思います。

先ほど市長にもたくさん思いをお聞きしたんですけれども、最後にもう一言だけ、市長はお孫さんが現在8人、間もなく9人とお聞きしました。おじいちゃんであり、また子育て世代の息子、娘を持つ父親として、子育て中の声を聞くことも多いかと思います。子育て世代の定住促進について、市長が重要と考えられている点についてお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 10歳が最年長で、今ゼロ歳、お腹の中にも来月誕生しますので1人、全部で9人の孫が同居、あるいは近居でこの市内に住んでおります。したがって、私は最近の人たちのお見合いから、最近の人たちの結婚式から、最近の人たちの出産の状況から、そして子育ての現実まで、実は日常の中で見てきているわけでございます。

そうした中で、一番大切なことはやはり経済的な基盤、しっかりしていることが絶対に大事だろうと思います。経済的な基盤が、そりゃぜいたくを言やあ切りがありませんけども、雨露しのげる家があって、三度の御飯が安心してどうにか食べていけるという経済的な基盤をつくっていくことが、一番大切なことであると。

それからいろいろな問題が出てくるのではないかというふうに考えておりますので、やっぱり若い人たちが働く、学校を出たけど、大学、東京や大阪に行ったけども、防府に帰ってきたい、防府で働きたい、防府に住みたいと思っても、その働くところが極端にない状態では、帰ってきたくても帰れないという方々がたくさんおられることを、私、よくわかっているつもりでございますので、きのうちょっと申しましたが、それぞれいろんな事情はあるわけですが、市役所で働いておられる方々は、いろいろな御事情があるにせよ、やはりまずは結婚して身を固めて、そして社会的な、市役所での仕事をしっかりとやってもらおうということを、私はいろんな折々に申し上げてきているところでもございます。

自分の足元の職場で働いている人たちが、そういう状況であるということは、大変ある面申しわけなくも思っておりますので、号令を発してはおりますけども、それぞれ御事情もあおりであろうとは思いますが。

そのようなことでございますので、とにかくは安定した職場の確保こそが、結婚と出産、あるいは子育てにつながっていく土台であると、このように私は考えております。

○議長（安藤 二郎君） 藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。私も同世代の方々にしっかりとこの市の特性、市の自慢ポイントをPRしてまいりたいと思っておりますので、市におかれましても御努力を期待いたしております。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致についてお伺いたします。

東京オリンピック競技大会は、2020年の7月24日から8月9日まで、28競技が行われ、パラリンピックは8月25日から9月6日まで、22競技が行われます。

最近のニュースでは、新国立競技場や大会エンブレムの白紙撤回ばかりが報道されておりますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催は、単なるスポーツの祭典にとどまるものではなく、これを契機として日本の各地域が、その特色を生かしたさまざまな取り組みを行っております。

既に地方自治体では、地域の活性化と魅力の発信につなげていく絶好の機会と捉え、地域の特産品をオリンピック施設へ納入しようという動きや、キャンプ地の誘致に向けた準備が進められ、早くも福岡市や千葉県など、多くの自治体が誘致に成功しております。

事前キャンプ地に選ばれば、知名度向上や地域振興への期待は大きく、受け入れに関心を示す自治体は全国で400以上あり、誘致競争は既に加熱しております。

ことしの3月議会におきまして、私は本市が豊富な観光資源やスポーツ施設を有していること、とりわけ陸上競技においては、現在も多くの実業団、陸上関係者がマラソンや駅

伝の練習に訪れていることから、仮称トップランナー合宿誘致プロジェクトを立ち上げ、マラソンのまち防府を全国にアピールする戦略を考えてはいかがですかと御提案をさせていただきました。

その際、マラソンをはじめとした陸上競技などのキャンプ地として、国内の実業団チームやオリンピック参加国チームを誘致することについて、本格的に検討に入り、事前キャンプに関する応募要項、説明会に出席し、情報収集を図っている旨の御答弁をいただきました。

そこで御質問させていただきます。東京オリンピック・パラリンピックまで正確には4年10カ月しかないわけですが、その後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 2020年東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致についてのお尋ねにお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、本年3月の市議会定例会におきまして、議員の一般質問に対し、東京2020事前トレーニングに関する国内キャンプ候補地ガイド掲載に係る応募要項説明会に担当者を出席させまして、2020年東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致に向け、情報収集を行っている旨、御答弁申し上げたところでございます。

この説明会におきまして、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、合宿誘致の方法といたしまして2つの方法が示されております。

まず、1つ目といたしまして、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が作成する「東京2020事前キャンプ候補地ガイド」に掲載し、情報を提供する方法でございます。

当該「候補地ガイド」に掲載できる要件といたしましては、オリンピック及びパラリンピックの理念や大会ビジョンを尊重し、競技者を第一に考えた視点での合宿誘致、受け入れに賛同できることや、組織委員会が定める制約条件を守り、組織委員会と良好なパートナー関係を築けることなどでございます。

また、合宿施設などが各競技における国際競技連盟の基準や仕様に適合していることも重要な要件でございます。

この要件に該当する体育施設といたしましては、防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）が、幾つかの競技種目の要件に適合する可能性がございますので、候補地ガイド掲載に向けて現在準備を進めているところでございます。

次に、2つ目といたしまして、自治体が各選手団に対しまして、直接誘致活動を行う方法でございます。

合宿にかかる決定権は、各選手団が有しておりますので、選手団へ直接、情報提供や誘致活動、誘致交渉をすることで、合宿誘致への可能性が高まるものと考えております。

そのため、これまでも防府市において合宿を誘致いたしておりまして、具体的には昨年9月11日から14日までのソルトアリーナ防府において、全日本車椅子バスケットボール女子チームの合宿を誘致し、合宿中には全日本選手の御協力により、一般の方を対象とした体験会や選手との交流会を行っていただいております。

また、今年度におきましても、先月28日、29日の二日間、東京パラリンピックを目指している若い選手を対象とした全日本ジュニア女子車椅子バスケットボールの合宿を誘致したところでございます。

このように、車椅子バスケットボール合宿誘致の実績から、練習会場であるソルトアリーナ防府に関しまして十分な設備が整っておりますが、一方で宿泊施設や移動手段につきましては、選手の方への配慮が不足しているという課題が見えてまいりました。

今後も車椅子バスケットボールの誘致活動、支援を継続していくとともに、受け入れ体制のノウハウを構築するとともに、合宿地としての評価を高める有益な機会となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、宿泊施設や交通機関の関係者とも、よりよい環境づくりができるよう、協議を行ってまいりたいと考えております。

本市にとりまして、合宿を誘致することによりスポーツの推進や経済的波及効果なども期待でき、また市民の皆様が一流のアスリートのプレーを間近に見ることができる絶好の機会にもつながってまいります。

今後、合宿誘致の実績のある自治体から情報収集を行うとともに、山口県におかれましては、来年度以降、各市町と連携した誘致活動や情報共有を図っていくための連絡協議会の設立を予定されておりますので、その協議会に参加いたしまして、合宿誘致につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございました。なかなか大変な競争になると思われませんが、東京オリンピック・パラリンピックは、世界中の注目が日本に向かう絶好の機会でありまして、地方の魅力を世界にアピールするチャンスであると考えます。

ただ待っているだけでこの機会を逃すことのないよう、行政だけでなく各種団体、民間企業など、官民一体となって防府の特色を生かした、オリジナリティあふれた取り組みに期待をします。

先ほどの御答弁を伺っておりまして、車椅子バスケットボールの誘致が今のところ可能性が高いように思われました。近年、スポーツニュースでもブラインドサッカーなどが取り上げられまして、障害者スポーツへの関心も高まっております。本格的に取り組むには、ハード、ソフト、あらゆる面においてまだまだ課題はたくさんあると思います。

特に、パラリンピックの合宿誘致となると、本市は障害のある方を十分に受け入れられる体制が整っていることをアピールできなければ、選んではいただけません。合宿誘致を機に、市を挙げてバリアフリーの構築に向けて官民一体となって、おもてなしの心でこのプロジェクトに取り組んでいただきたいと思います。

ここで、他市の事例を御紹介いたします。

千葉県加茂川市は、パラリンピック競技を中心に動きを進めています。パラリンピックの合宿に重点を置いた一番の理由は、市内に総合病院やリハビリテーション病院など、医療・福祉設備が整っていること、中枢を担う亀田総合病院はスポーツ医学科を有しており、2010年の千葉国体でもこの病院の先生がドクターとして派遣されました。

ロッテのキャンプのときには、選手のけがなどに対応する体制もあるようで、スポーツと医療の連携ができているのも強みです。都心からの利便性に加え、運動・医療の両施設が整っている点で優位性を強調。誘致を成功させ、障害者や高齢者らにも住みよいまちであることをアピールするのが狙いです。

県内にプロバスケットボールチームがあるなど、バスケット人口が多いことから、誘致活動は車椅子バスケットを軸に行っていくということです。

合宿地としてのセールスポイントや課題を整理しようと、ことし2月には車椅子バスケットの関東選抜、東京選抜の選手、コーチらおよそ30人によるモニターキャンプを3日間実施しました。参加したのは、2020年東京パラリンピックで主力となることが期待される10代から20代の選手で、中学校の体育館を主会場にしたほか、市内で宿泊体験をもらったそうです。

キャンプでは、選手たちから率直な意見が相次ぎ、自慢の魚介類を中心とした料理に対しては、もっと肉が食べたいとおっしゃったり、ホテルに入ると車椅子ではカーペットが走りづらいなど、浮かび上がった課題は対策推進本部に報告され、今後戦略の立て直しが図られるそうです。

車椅子バスケットの来年のリオデジャネイロパラリンピック出場権をかけたアジア・オセアニア選手権は、来月千葉市で開催され、車椅子バスケット日本代表は、2日前の9日から開催地である千葉のポートアリーナで代表合宿を開催しています。

このほかにも、受け入れ宿泊施設の従業員向けの研修会の実施や地域の醸成を図るため、

トップ選手との交流会など、誘致に積極的な自治体は独自の方法で市の優位性をアピールしています。もう既に競争は始まっています。県が来年度設置する連絡協議会や、その後国がつくるガイドマップの制作を待っているのは、この競争には間に合わないと思います。

ですが、パラリンピックに重点を置いた合宿誘致は、仮に今回誘致できなかったとしても、その取り組みは子どもから大人まで、これまで余り注目されなかった障害者スポーツに対する理解を深め、思いやりやフェアプレーの大切さ、努力の尊さを学ぶ機会になると思います。今からできないと言っただけではいけないと思いますけれども、ぜひ誘致に成功していただきたいと、32年前から掲げる福祉都市防府市の心を、ここで発揮していただきたいと強く思っております。

何か御答弁があれば、市長お考えがあれば。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 車椅子については、私も合同練習に激励に上がったりもしているんですけども、今お聞きする限りにおいて、随分先を行かれています。残念ながら防府市の場合は、宿泊施設が非常に少ないというか、体制が整っていないと思います。車椅子で現実にホテルで全てのことが可能な部屋が、たしか1部屋あるとかいうようなことを聞いた程度でございます。

ということになってまいりますと、そこらあたりをクリアしていくことは、車椅子の場合には非常に難しい気がいたします。

一方で、ブラインドランナー、読売マラソンに目の御不自由な方々がおととしから出場されて、女子の道下美里さんは防府のコースで世界新記録を樹立されておられます。ブラインドランナーの男女のトップランナーが、去年の防府読売マラソンは全員出場されて、非常に走りやすい、いいコースだということもお聞きしておりますし、ブラインドランナーの方であれば、例えば宿泊にしましても、車椅子ほどの御不自由をかけないでも、何とかなっていく可能性があるのかなというようにも、考えもしておるところでございますので、鋭意いろんな角度から検討をして、オリンピック、パラリンピックへの対応を可能なところから進めていきたいと思っております。

また、その努力は今回万が一実らないにしても、いろんな面においてその成果は生きてくるものであろうと、このようにも考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。東京オリンピック・パラリンピックまであと4年と10カ月です。くどいようですが、待っているだけの誘致なら、しないほう

がと思います。積極的に取り組むのであれば、有言実行の取り組みを期待して、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、藤村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、9番、山根議員。

〔9番 山根 祐二 登壇〕

○9番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従って質問をいたします。

平成26年8月、豪雨による広島市土砂災害から1年が過ぎております。ここ最近でも「異常気象である」とか「観測史上初めて」、あるいは「何百年に一度」などのキーワードが珍しくないほど、驚くような事象が世界規模で発生しております。ゲリラ豪雨という言葉も多く耳にいたします。

1年前の広島、8月20日未明に、広島市北部、安佐北区上原では、3時までの1時間に92ミリ、4時までの1時間には115ミリの猛烈な雨が降りました。19日、11時から20日6時までの総雨量が243ミリを記録し、24時間降水量としても1976年の統計開始以来、最大でありました。

安佐南区から安佐北区、約50カ所で土砂流出が発生し、死者は74人、重軽傷者は44人となり、死者74人という数は、国土交通省の発表によると、土砂災害による人的被害としては過去30年間の日本最多でありました。

さて、本年の第189通常国会では、ゲリラ豪雨などによる浸水被害への備えを万全にする目的で、改正水防法が5月に成立し、7月に施行されました。今までの水防法は、洪水で被害が予想される地域を浸水想定区域として指定するよう、国と都道府県に義務づけていました。改正水防法では、この区域指定を拡大し、地下街や市街地で浸水被害が予想される地域の指定を、都道府県と市町村に新たに義務づけるというものです。

市町村は、ハザードマップをつくり、地域防災計画に避難場所や経路、訓練実施などを盛り込まなければなりません。洪水については、想定し得る最大規模の降雨を前提とし、内水氾濫、高潮被害について区域指定を行うことを自治体に義務づけました。このほか、市町村が民間の雨水貯留施設を管理できる制度が創設されました。

防府市では、これまでに高潮ハザードマップ、佐波川洪水ハザードマップ、柳川・馬刀川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震揺れやすさマップ、津波ハザードマップ、また防災リーフレットを作成し、配布しています。

豪雨による浸水被害には、川の水が堤防を越える洪水と、排水し切れない雨水が市街地などであふれる内水氾濫があります。浸水想定区域は、洪水に備えて国や都道府県が定め

ていましたが、内水氾濫に関しては対象外でありました。

改正法は、内水氾濫で市街地の被害を想定して市町村に浸水想定区域の指定を義務づけるものであります。市町村は、避難ルートなどを盛り込んだハザードマップをつくらなければなりません。本市でも計画されていることと思います。

そこで、質問をいたします。平成21年7月、防府市豪雨災害では死者19名、負傷者35名という災害が本市を襲いました。このときの気象状況、降雨量についてお尋ねいたします。

2番目、洪水については、想定し得る最大規模の降雨を前提とするとありますが、防府市で想定する最大規模の降雨について、その数値と根拠について教えてください。

3番目、改正法は内水氾濫で市街地で生ずる被害を想定し、市町村に浸水想定区域の指定をし、ハザードマップの作成を義務づけていますが、市内で過去被害があった地域と、その状況についてはいかがでしょうか。

4番目、法律が求める内水氾濫の地域指定と、ハザードマップ作成について今後の取り組みをお知らせください。

○議長（安藤 二郎君） 9番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えするに当たりまして、あの災害から6年が経過いたしておりますが、まずもってこの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

また、被災された方々の復興に向けたその御努力に敬意を表する次第でございますし、国や県のほか、多方面からの御支援をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、平成21年の豪雨災害発生時の気象状況でございましたが、山口県の北の海上をゆっくり南下する梅雨前線に向かって、温かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した状況でございました。

また、梅雨前線に近い山口県では、7月21日、明け方から激しい雨が降り始め、防府市におきましては、1時間降雨量72.5ミリ、24時間降雨量275.0ミリを観測しまして、今でも防府市の観測史上1位となっている記録であります。

また、主な被害状況でございますが、人的被害につきましては、御承知、御発言がありましたとおり、災害関連で亡くなられた方を含めまして、死者19名、負傷者35名、家屋被害につきましては、全壊家屋30軒、半壊家屋61軒、床上浸水114軒、床下浸水1,012軒となるなど、多大な被害となっております。

次に、本市で想定する最大規模の降雨のその数値と根拠につきましては、国の想定降雨量に合わせたいと考えております。

現在、佐波川の洪水浸水想定区域の作成根拠になっております降雨量は、2日間総雨量365ミリとなっておりますが、このたびの水防法改正に伴い、国が1級河川佐波川の洪水解析のために想定される最大規模の降雨量の見直しを行っております。現段階では国から明確な降雨量が公表されておられません。したがって、この場で本市が想定する最大規模の降雨量について、お示しはできない状況でございますが、あの豪雨災害の折のあの降り方が、もしも佐波川の上流域で起こっていたとすると、私は大変恐ろしい状況になっていたのではないかとさえ感じているところでございます。

次に、市内の内水氾濫で、過去被害に遭った地域とその状況についてお答えをいたします。

平成21年7月の豪雨災害では、最初に答弁いたしましたとおり、本市は甚大な被害を受けております。主な被害の内容は、先ほど述べたとおりでございますが、市街地の浸水被害は、新田ほか9地区で約130ヘクタールに及んでおります。

最後に、内水氾濫の地域指定と今後のハザードマップ作成についてお答えをいたします。

本市の内水浸水想定区域の設定につきましては、国が管理されております1級河川佐波川と、県が管理されております2級河川柳川、馬刀川の洪水浸水想定区域が指定された後に、その他の河川について本市で想定される内水浸水区域を、これらに加えることとなります。

その浸水想定区域につきましては、現時点では国は今年度中に指定され、県は未定と聞いておりますが、区域が指定された後には、速やかに本市の内水浸水想定区域を設定した上で、ハザードマップを作成し、市民の皆様に配布、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

気象状況、降雨量についてお答えをいただきました。防府市では、1時間雨量72.5ミリ、今でもそれが1位であるということでもございました。1日の雨量は275ミリ、これによって大きな被害が出たわけであります。また、最大規模想定雨量等は、これから国の発表、県の発表を待って、また見直しというお話もございました。

佐波川浸水想定区域の2日間の総雨量が365ミリという、そういう数字も現在では出ているところであります。こういった数字を頭に置いて、そして御存じのとおり、数日前

から栃木、茨城の大雨の状況が繰り返し報道されております。

この報道によりますと、「記録的な大雨」、「これまでに経験したことの無い重大な危険が差し迫った異常事態」、「50年に一度の大雨」というようなコメントが流され、大雨特別警報が発表されておりました。

昨日、9月10日はついに茨城県常総市の鬼怒川堤防が決壊して、大変な被害が出ているようです。昨日の報道では、24時間雨量、――1日の雨量ですね。これが500ミリを超えたと言っております。場所によっては600ミリを超えたというような報道もございました。

これは、平年の9月の1カ月雨量の2倍以上が数日で降ったということになるそうです。大変な事態、考えられない事態が起こり得るという例ではないかと思えます。

改正法による本市の地域指定、これについては、こういった最近の事例も参考にしながら決定していただくことを要望しておきたいと思えます。

ハザードマップを作成し、配布されるということでございますが、もちろん国、県の区域指定を待って、防府でその作業に取りかかるわけでございますが、そのハザードマップが今後、効果的活用ができるよう、配慮をお願いしたいと思えます。

例えば、内水氾濫による浸水想定区域に指定された住民に対しては、説明会を実施するなど、具体的な説明を通してその避難についての考えを示していくという、そういった工夫をしていただきたいというふうに思っております。

再質問ですが、防府市ではこれまで多くのハザードマップが作成され、配布されております。今なぜ内水氾濫、ハザードマップの作成をするのかということをご考えてみますと、局地的豪雨による内水氾濫に的確に対処するためには、どの程度の雨だったら、どこがどのぐらいの時間でどのぐらい冠水するのかといったことが事前に把握されていると、こういった必要があります。そのためには、シミュレーションに基づいたハザードマップが必要となるわけです。

私も、市民の方から雨水管や排水管、道路側溝の整備など、多くの要望を受けるわけがあります。都市型水害への対策では、雨水の貯留や浸透を促す雨水利用施設の建設や雨水管の増強、整備が有効になってまいります。

そこでお聞きいたしますが、これまで、また今後整備する雨水管の整備についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

現在整備中の計画にある雨水管について、まず御説明をいたします。

現在、雨水管を整備している箇所は中央排水区でございます。これは、駅北から旧2号線、そして現在整備中の県道付近、ここに雨水管の整備をしております。それと、勝間第2排水区でございます。これは、地区は旧カネボウ前の引き込み線、鉄道跡の水路を改修しております。

この区域につきましては、どちらも平成29年度をめどに完了を目標としておりまして、駅北周辺及び東勝間地区の排水能力が改善されると期待をしております。

今後も他の地区につきましても、浸水をしております新田地区、これらの地区につきましても、現在整備を進めてまいる予定としております。

それと、現在整備をしております公共下水道につきましては、5年から10年に一度の降雨に対応するということで、降雨量でいいますと1時間当たり55ミリの水準で整備をいたしております。

これは質問の中でもおっしゃいましたように、1時間に100ミリを超えるというような雨が頻繁に起こっている状態でございますけれども、今の計画水準で、まずは浸水されているところの整備を速やかに完了を目指しておりまして、その後、雨水貯留等の検討を行って、さらなる増強を行っていくという計画でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 雨水管、排水管の整備も計画どおり今進めていらっしゃるということでございます。公共下水道の整備は、1時間55ミリの雨量を水準として整備しているということでございました。

今回、内水氾濫を主なテーマとして質問をいたしました。川が決壊するというのは外水氾濫になるわけでございます。この数日のニュースを見ながら、防府市の佐波川沿線の市民の方々も、「佐波川はどうだろうか」と、「大丈夫かな、うちの家は」と。家が流れるような、車が流れるような映像が流されているのを見て、本当に大丈夫かなというような思いをされている方も多いのではないかと思えます。

こういったことは、現実に起きているということも踏まえて、整備をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

排水管、雨水管、そういった下水管の整備は当然でございますが、いつそういった災害が起こるかわかりません。50年に一度ということでございますけれども、かつて佐波川が氾濫したのも、そういった時期のようなことを親世代から私も聞いておりますので、防府市もないことはないということでございます。

この雨水を利用するというところで、雨水利用推進法というものが、2014年5月に施

行されております。国や地方自治体が建築物における雨水利用施設の設置目標を定めると、こういったことがこの法律には規定されているわけでございます。

そこで、質問であります。今後、市が建築する建物における雨水利用施設設置については、どのようにお考えでございましょうか、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

今後、市が設置する建物に、雨水利用推進法をいかに適用させていくかという御質問でございますけれども、雨水の利用につきましては、これまでも雨水というものは、流してしまえば洪水につながると。受けてためますと、資源になるということが常々言われております。

今後、新たな公共施設の整備計画の中で、雨水を貯留する施設等について、例えば本庁舎の建て替え計画などもございますけれども、この中でも雨水の再利用について、検討される項目と理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 新庁舎の建設についても、検討される項目だというようなお答えがございました。

雨水の貯留、浸透を促す雨水利用施設の建設ということは、この雨水利用推進法が施行されたわけでございますが、この理念については、雨水は流せば洪水、受けてためれば資源というような理念がございます。こういったことも行政が積極的に取り組んでいくことで、また民間にそれが広がっていくということになるのではないかと思います。

今回の水防法の中にも、民間がその貯留施設を建設した場合、その容量が大きい場合、工場とか大きな企業がそういうのを設置する場合を想定するのではあると思っておりますけれども、行政が管理協定を締結することができるということが、法律の中にもうたっております。

したがって、市がそういう積極的な姿勢を示し、民間にもお願いをしていくということで、雨水・排水管の整備、下水管の整備と並行して、こういった雨水の利用というのが災害防止に役立っていくのではないかと考えておりますので、ぜひともそういったことも念頭に置いて、事業を進めていただきたいと思います。

この項は、以上で終わりたいと思っております。

続きまして、防府駅てんじんぐちについて質問をいたします。

昭和54年に防府駅付近連続立体交差事業がスタートし、これを契機として駅南北の土地地区画事業が計画されました。そして、この最終段階として、旧来の中心市街地である駅

北地区開発が行われました。

事業の位置づけとして、図書館を代表とする公益施設建設や、都市居住高層住宅の建設、広場等のオープンスペースの整備により、中心市街地における回遊性向上、にぎわいの創出を図る計画でありました。

この地区は、鉄道が開通して以来、大正、昭和と100年余りにわたり、中心商店街として発展してきており、昭和48年から踏切がないまちづくりを目指して、連続立体交差事業や土地区画整理事業等の整備を進めてきたところでもあります。まさにまちの顔となるべき施設の整備を目指して実施されてきた事業であります。

さて、現在のまちの顔はどうなっているのでしょうか。その役目を果たしていると言えるのでしょうか。JR防府駅で下車し、てんじんぐちに臨むと正面に空き地が見えるわけがあります。また、多目的広場はどのように活用されているのでしょうか。夜になると限られた照明の中、決して安心・安全な防府市の玄関口とは言えません。まず、明るく歩道を照らしたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在、駅北ロータリーには、街路灯が数基設置してあります。しかし、高い位置からのオレンジ色の光は、足元までは届きづらいようです。歩道に繁る街路樹、昼はやすらぎを与えますが、夜はどうでしょうか。足元を照らすLED街灯があれば、安心・安全に歩くことができ、夜のまちも映えるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。現在の照明設備の内容と、その効果についてお尋ねをいたします。

また、新たに歩道部分等にLED街灯を設置してはいかがでしょうか。これについてお答えください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 御質問にお答えをいたします。

平成8年度に完成した防府駅てんじんぐち広場は、歴史をイメージしたコンセプトのもとに設計した広場です。歴史が重層し、時の流れを感じさせ、落ち着いた空間が創出できるよう、モニュメントや樹木を配置し、バスやタクシーのシェルターの支柱を木製にするなどしております。

夜間は、ライトで計画的に調光しており、みなとぐちに比べ光度を低く抑えたナトリウム灯やオレンジ色の電灯など、やわらかい光を採用しています。

具体的には、高所から広場全体を照らすナトリウム灯が8基、通路沿いや低木の中に設置されている高さ1.2メートルのフットランプが19基、丸い椅子に取りつけられている足元灯が13基、地面に埋め込まれているスポットライトが22基で、合計62基の照

明機器で構成されております。

これらは、通行の安全に配慮された照度で整備されておりますが、樹木の成長により光を遮る部分が増えたことや、照明機器の劣化等から、御指摘をいただいておりますように、通行箇所の照度が低く感じられるようになっているものと思われまます。

市といたしましては、これらの照明機器の点検や通路部分の照度の点検を行うとともに、樹木の高さを低くしたり、風や光が通りやすい樹形に整える剪定を行うなど、通路の照度の改善を図ってまいります。

また、照明機器の更新時には、LED照明への切り替えも検討してまいりたいと考えております。

防府駅でんじんぐちは、他市の駅前広場では余り類を見ない落ち着いた風情があるとも感じておりますので、通行車両や歩行者の安全確保と当初の設計コンセプトを大切にしながら、照明機器の更新計画の検討を行ってまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

現在の照明設備の内容と、その効果について御答弁いただきました。歴史をイメージした落ち着いた気分を感じさせると、やわらかい光を演出すると、当初のコンセプトがそういったものであるというようなお話でございました。

駅の反対側のみなとぐち、こちら側は明るいんですね。立ってなぜかなと見てみますと、正面にはイオンの店舗があり、駅舎には居酒屋があり、そういった明かりがにぎわいを演出しているというふうに見えます。

それに対しまして、てんじんぐちには正面には明かりはそれほど見えなく、通路も暗いということでございます。このそもそもの照明の展示について、そういったイメージ、歴史を醸し出すイメージのもとに設置されたと。また、そういったものも守っていききたいというふうなお答えでございました。

このそれぞれの照明器具が暗くなっているということは、認識されているようでございます、点検とか樹木の剪定を行っていくと。照明の器具の更新時には、改良していく、LEDに替えていくというお話もございましたけども、この照明器具の更新時というのはいっつになるわけでございますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

駅前広場の完成が平成8年ということになっておりまして、現在20年近くもう経ております。これは電気製品でございますので、最近はいろんな機器の修繕の対象件数も増えてまいっております。

ですので、いつまで今の状態で維持管理をしながら、今の機器を使えるのかどうかはわかりませんが、維持修繕の金額も多くなっていることを考えますと、それと先ほど御質問にもいただいておりますように、歩行者の安全といいますか、点字ブロックの見え方については、十分配慮しなければいけないという認識を持っておりますので、これらを考えまして、点検計画というものを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 更新時期については、今から検討していく、決定していくというようなことではないかと思えます。

先ほど防府駅のてんじんぐちのほう側は、歴史をイメージしたものということでございました。ちょっと聞いてみますと、開発の事業の実施、当時は駅の南側は未来をイメージし、北口は過去をイメージし、あえて歴史を感じさせる暗い設定をしたというふうに伺いましたが、そういった内容で間違いございませんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

過去を見るということに関して、暗いということでは決してございません。歴史のある都市ということで、やっぱり温故知新といいますか、歴史があるので、なお未来もあるという私は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） こういったイメージ、落ち着いた気分を醸し出すやわらかい光というもの、確かに必要なことと思っております。それはそれでそのコンセプトとして守っていくべきであると思えます。

先ほど説明がありましたてんじんぐちの照明機器のうち、フットランプ、それから足元灯、スポットライトというものは、これは良好な景観効果というのをコンセプトとしているように伺っております。

その当時と比べますと、市民の高齢化も進み、車を手放すとさらに鉄道やバス利用も必要となってくるわけでございます。明るい安全なてんじんぐちも求められる一面もあるということでございます。そういった安心に歩けるといような整備というのにも必要になっ

てくるのではないかと思います。

その両方のことを満足させないといけないということもありますので、なかなか難しいところもありますが、しかしながら防府市の玄関口がまちの顔と誇れるようなさまざまな観点から、力を注ぎ改善されるということをぜひ要望しておきたいと思います。

それから、ちょっと別の観点からお尋ねいたしますけれども、てんじんぐちの三井住友信託銀行西側の空き地がございますけれども、これは行政として何か土地利用計画の情報をつかんでいらっしゃるのでしょうか。また、その所有者への働きかけというものはしているのでしょうか。その辺のところ教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

この御質問は、以前にも議員より御質問をいただいたものと記憶をいたしております。その御質問以後になりますけれども、地権者の皆様方へ土地利用の促進について働きかけも行ってまいりましたけれども、現在のような状況でございます。

市といたしましても、先ほどまちの顔とおっしゃいました。市の玄関口であるこの地域の土地の動向については、常に関心を持っているところでございます。最近になりまして、土地所有の集約化が進んでいるというお話もいただいております。新しいビル建設等への期待も持っております。

他市の、他県の所有者の方もいらっしゃるわけでございますけれども、これまで職員が、福岡なんですけれども、協議に行ったこともございます。今後も土地利用の促進につきましては、継続して地権者の皆様へお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ぜひそういった積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思えます。

最後に市長にお伺いしたいと思います。防府駅のてんじんぐちの整備について、今後の方向性というか、それに対して市長のお考えをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 平成10年に私は市長に就任をいたしました。それ以前に鉄道高架事業は完成をいたして、市民の多くの方々から、特に、昔防府にいたけれども、転勤でまた帰って来たといわれるような方々からは、駅前が見違えるほどよくなって、とてもきれいになっておると。昔の防府の駅前のイメージは、もう全くなくなると、一様にお褒めのお言葉を頂戴いたしております。

大変な労力と、そしてお金をかけたものでございまして、あのでんじんぐちのほうも景観賞までいただいたこともあるわけでございます。そこいらのことなどもしっかり胸の中に秘めながら、とはいいいながらも、時代の流れの中で改善しなくてはならないところは、御指摘のとおりでございますので、心を込めてしっかりと見直すべきところは見直していくようにしてまいりたいと、かように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、9番、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、3番、清水議員。

〔3番 清水 浩司君 登壇〕

○3番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「和の会」の清水浩司でございます。それでは、通告の順に従って武道授業について、マナー教育について、定住化促進策について、以上の3点について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、武道授業について質問させていただきます。

この項目につきましては、ちょうど2年前の9月議会で一般質問させていただきました。そのときの内容は、指導者はちゃんとしているのでしょうか。あるいは、事故は起きておりませんか。外部派遣講師はどのような方でしょうか。あるいは、その方の指導歴等をお聞きいたしました。

その後、26年2月に実際、華陽中学校の柔道の武道授業を見学に行って参りまして、つぶさに見て参りました。そこで見たのは、実際は実技をやっているだけという状況を見させていただきました。

武道については、武道が必修科になった経緯については、平成18年12月に改正された教育基本法第2条5項に、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されております。

その後、平成20年1月の中央教育審議会の答申では、一步踏み込み、「武道については、その学習を通じて我が国が固有の伝統と文化により一層触れるように」と指導のあり方が改善されております。つまり、武道授業は我が国固有の伝統と文化に触れるには、実技だけではなく文化、つまり武道の精神も教えなければならないように感じます。

そこで、武道の「武」についてちょっと簡単に御説明させていただきます。武道とは、武に携わる者が守るべき道です。武術が本来護身技術や近代以前の戦闘技術なのに対し、

武道はそれを扱う者の精神哲学を意味します。

「武」を文字で解説すると、武は2つの矛をとめるといふ、要するに相対する2つの争いをとめるといふのが意味です。武道の本質は、平和のために戦をとめるといふことなのです。武人は、以前は国家に対し忠誠を尽くすことにありました。民主主義、個人主義の台頭に伴い、国家に対する忠誠心が崩壊し、礼儀が第一義となりました。

その後、西洋近代化に伴い、スポーツ文化の流入は国家防衛から個人の護身へと縮小され、武道は護身術となり、殺法でなく活法となりました。

スポーツとなった武道技法は、安全性の追求を図らなくなり、殺法と活法の矛盾の境界線をルールを定める競技スポーツ化となったわけです。

技術におけるスポーツを拒絶して、武道性のみを誇示している武道団体もあります。例えば、少林寺拳法、合気道、中国武術などです。武道技法の持つ技術的優位を証明する方法は、皮肉にも禁手を多く規制する競技スポーツで有効とされております。

江戸時代に盛んに行われていました柔術から当て身技や腕ひしぎ等の逆技を除いてスポーツ化したのが、現在の柔道なんです。試合形式を行っている極真空手は、顔面攻撃は禁じております。

このように、本来武道はルール化してしまうと、スポーツ武道と考えるべきかと思いません。

私は子どものころから非常に正義感が強かったのですが、体が小さく、小学校入学のときは一番前でした。力の裏づけが必要だとはずっと思っておりましたが、20代後半に空手の道場と少林寺拳法の道場を見学に行きました。

少林寺拳法の道場では、履物がきちんとそろえてあり、またその間、見学時間にも学科を行っておりまして、私も学科を聞きました。また、その中でいろいろと聞いてみると、施設へのボランティア等も年に二、三度ぐらいやっていると。このような団体なら、ぜひ入門してみようと考えて即座に入門を決意した次第です。

少林寺拳法は単なる武道ではなく、誠意と勇気と行動力を持った青年を育てるといふ明確な人づくりに対する宗門の行ということ、入門して初めて知りました。

次に、毎日新聞の記事を見ました。平成27年8月27日、毎日新聞の記事。「運動部活動で犠牲者がまた出た。気温が32度を超えていた14日、土手の坂道を駆け上がるトレーニングをしていた高校1年の男子生徒が体調不良を訴え、一人で寮に戻る途中に倒れ、2日後に亡くなった。熱中症による他臓器不全だった」という記事がありました。

名古屋大学の内田教授の報告によると、1983年から2010年の28年間で、中学、高校における柔道の死亡事故は114名に上っています。他のスポーツに比べ、異常に高

い数字です。その他、多くの子どもたちが植物状態になり、深刻な高次の機能障害となっています。

中学校で武道必修化がスタートして何年か経過いたしまして、ほとんど全国では7割の学校が柔道を選択しております。日本には主な武道団体が9団体ありますが、子どもが自由に選ぶのではなく、学校が選んでおります。中学校は義務教育であり、国家の強制によって不安を抱えつつ柔道をやるとしかない現状です。

事故が起きるのは春から夏で、秋になると事故は減っております。首の筋肉がしっかりすれば、事故も減ってまいります。柔道の事故は、先ほどから武道授業というよりも、主にクラブ活動で起きているということはつけ加えさせていただきますが、しかし柔道の授業でも同じことが起きる可能性があります。

そこでお聞きします。武道授業の開始から2年が経過しておりますが、武道授業が具体的な効果や目に見えるどのような効果があったのか。例えば、礼節面や礼儀などについてどのような効果があったのか。

次に、武道授業について事故は起きておりませんか。

この2点についてお聞きいたしたく存じます。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 3番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 武道授業についての御質問にお答えいたします。

平成20年3月改訂の中学校学習指導要領におきまして、第1、第2学年の保健体育で武道が必修になりました。武道が必修化された目的といたしまして、文部科学省は我が国固有の伝統と文化により一層親しむことや、礼儀作法や相手への思いやりを習得する機会とすることを示しております。

これを受けまして、防府市教育委員会でも平成24年度から武道を全ての中学校で取り入れ、11校中10校が柔道、1校が剣道を実施してきております。

各中学校では、武道が我が国固有の文化であることを理解させ、礼法を含む受け身や素振りといった基本動作を身につけること、また、相手を尊重して相手の動きに応じた攻防を展開することなど、安全に留意しながら段階を追った指導を進めております。

さて、武道授業の効果は出ているかについての御質問にお答えします。

まず、相手と直接的に攻防するという他の種目がない武道の特徴から、相手を尊重する態度や自己の責任を果たす力などが育まれてきております。

例えば、柔道において投げ技をかける場合、頭を打たない、頭を打たせないということ为前提とし、技をかける側はしっかりと立ち、相手の柔道着の袖を放さずしっかりと引いて、

相手に受け身をとらせる。技をかけられる側は、投げられまいと体を低くしたり、腰を低くしたりせず、潔く自分から受け身をとる習慣を身につけることがあります。

また、礼節面や礼儀において、単に形の指導だけでなく、相手を尊重し、気持ちを込めて行うことの大切さを学んでいます。

今後、武道の授業の中で学んだ礼儀が校内だけでなく、家庭や地域の方への積極的な挨拶等、相手を尊重した心のこもった挨拶を行う習慣が、子どもたちの中により一層定着していくよう指導してまいります。

次に、武道授業における事故は起きていないかとの御質問でございますが、各中学校では武道の授業における事故防止に向けて、柔軟体操やストレッチ体操を取り入れた十分な準備運動を実施し、個人差や能力差に応じた段階的な練習を行っています。

また、グループなど少人数による練習方法を取り入れることで、子どもたち同士の身体の接触を防ぐとともに、指導者の目が行き届くようになるなど、安全を最優先に授業を展開しており、武道の授業においての事故は起きておりません。

今後も各中学校におきまして、相手を尊重し礼法に代表される伝統的な行動の仕方を大切にし、自己の責任を果たそうとする態度や技能の習得などを通して礼法を身につけるなど、人間として望ましい自己形成を重視するという、武道の伝統的な考え方に基づいた授業が実施できるよう支援してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。ちょっと再質問させていただきます。

今お答えいただきまして、投げ技、頭を打たない、打たせない、あるいは投げるときに袖をしっかりつかんでおくというようなことで、相手に対するけがをさせないような思いやりを、心を養っているというような答弁をいただいております。

それから、事故も起きていないということでお聞きいたしました。もう少しちょっと突っ込んだ形で私のほうから武道について質問させていただきます。

聞くとところによりますと、指導者の講習については実技だけであって、2泊3日程度の講習を年一遍やっている程度というふう聞いております。これは、当然実技だけのことじゃないかと思うんですが、武道においては単につかんで投げる、突いたり蹴ったりするというだけではなく、大事なものは心を残す、——ちょっと私発音が悪いんですが、残心、心を残す残心、あるいは調息、呼吸を整える、八方目、前を見ながら左右を目配りする、最後に相手を投げた後に反撃されないように、一部の極め、危険予知能力、このようなこ

とを学ぶのが本来の武道であって、少々オリンピック選手を養成するのが武道の授業ではないと、このように思っております。

世の中に出て大事なものは、バランスのとれた人間です。バランスのとれたということはどういうことかということ、心と体のバランスが大事だということなんですね。

私が若いころに聞いた話ですと、当時こんな話がありましたね。空手の有段者は、警察に登録しなければならない。こんな言葉を聞いたことがある方もたくさんいらっしゃると思います。

これはどういうことかということ、その男は歩く凶器だというようなことを言っているようなものなんですね。優しさがなくて、強さだけあれば歩く凶器、このようなことを言われるということは、武道家としては失格になるわけです。心と体、知識と知恵、理論と実践、強さと優しさ、全てのバランスがとれて初めて一人前の人間と言えるのではないのでしょうか。

武道を学ぶということは、実技を行うだけではなくて、最低限自分を守る術を持つことは必要ですが、ほかの武道の特徴を知ることも必要と思います。

戦国時代に、戦場ではよく組み打ちをやってましたですね。それで、小さな小刀というか、小柄というのを抜いてとどめを刺すと、鎧の間に。この柔術が明治になって嘉納治五郎により、当て身技とかそういうものを廃止してつくられたのが、今の講道館柔道なんです。このようなことを授業で教えているのでしょうか、武道授業において。

嘉納治五郎時代は、日本体育協会をつくったということで、日本の体育界においては非常に貢献のあった方ですが、そのような方が進めたということで、講道館が柔道の段位を授与しておる非常に権威のあった方です。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、実技だけではなくて、例えば武道をやることによって、危険予知能力を養う、例えば皆さんが車を運転しているときに、ここは事故が多いな、交差点ありますよね。そういうことを学ぶのも、これ実は武道の心得の一つなんです。

例えば今の水害がありますが、台風のとくによく屋根に上がって落ちた。災害のときに指定避難所に夜行って川に落ちた。よくありますよね。これも全て極端に言えば、武道の心得の中にあります。危険なところに行かない、危険予知能力を身につける。それは単なる実技でつけた強さではなくて、そのほうがむしろ武道にとって大事なんですよ。このようなことを生かすのが、本当の武道を生活に生かした武道授業じゃないかと。

例えば、この前の寝屋川事件でもそうですよね。夜間に危ないところに行っているから事件に遭遇してるわけです。危険なところに行かない、これも危険予知能力です。

ぜひ今後そのようなことも踏まえ、柔道、剣道だけではなくて、ほかの武道のことも教える必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

日本人は非常に武道を通じた人間が多いというのは、外人から見るとそのように思っているようでございます。日本人にはむやみに手出しをしない。

ちなみに、私、清水家のことをちょっと披露させてもらいますと、私の父親が剣道4段、空手2段、私は少林寺拳法5段、長男が2段、次男が初段でございます。全部合わせると十何段になりますが、泥棒も入ってこないように、玄関に少林寺高槻道院有段者の会という看板をかけております。これを見ただけで、まず泥棒は下見するときに、「あ、この家はやめておこう」と思うんじゃないかなと。これも武道の心得かなと、このように思っております。

少々再質問の説明が長くなって申しわけありません。武道の歴史や他の武道のことなど、学科やあるいは防府市の独自で部外講師を招くなどして、このような武道の心得を教えるつもりはございませんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 武道の学科や他の武道についての講義等、中学生に指導する考えはないかとの御質問だったかと思いますが、今、本市の中学生は、11校中10校が柔道を行っておりますが、この柔道はいわゆる実技、確かに実技だけに見えるかもしれませんが、その実技を通して武道の礼法や基本動作の指導、また技だけではなくて、先ほど議員申されましたいわゆる残心、あるいは危険予知能力、そうしたものにつきましても、例えば技をかけた後、すぐに気持ちを緩めない。あるいは、対峙する相手からできるだけ目を離さない、さらには、そうしたことを通して心と体両面についても、指導してきております。

ただ、そうした学科、いわゆる座学もできないかということでございますが、体育の授業の中で、この柔道を行う時間が年間10時間前後です。そうしますと、やはりどうしても実技を中心に、その中でその日本伝統、あるいは文化、そうした面のよさをあわせて指導していく、あるいは子どもたちがいわゆる実技をしながら体得していく、心も体得していく、そうしたことになるかと思っております。

議員御指摘の柔道だけでなく、他の武道のそうしたよさも子どもたちにとということですが、そうしたことをただ体育の授業だけでなく、日本のいわゆる伝統文化につきましても、教育活動全体を通して子どもたちに指導しておりますので、そうした中では、例えば総合的な時間の中で、地域の先輩に学ぶ、そうしたことも講演等を行っておりますので、できましたら議員がそうしたところで地域の先輩として、子どもたちに武道のすばらしさ、ある

いは武道を通しての人づくり、そうしたものもまたお伝えできる機会がありましたら、子どもたちに御指導いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。前向きな答弁ありがとうございました。

確かに、非常に学校の授業の中で学科までやる時間はないというのも、十分理解できません。私も実は学校運営協議会の委員にも入っておりまして、土曜授業のあり方については、先般、鳥取市のほうに視察に行きまして、非常に土曜授業を学科の授業じゃなくて、有効に使っているということをかいま見てまいりました。

そういった意味では、ぜひ今後土曜授業等を使って、先ほどの言われた地域のいろんな有識者、あるいはそういう経験者に学ぶというようなことを、今後私もとりあえず小野地区から実践してみればいかないと、このように思いました。

どうもありがとうございました。以上でこの項は終わります。

○議長（安藤 二郎君） それでは、あと2問ほど残っておりますが、それを午後に回したいと思います。よろしくをお願いします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、清水議員による一般質問を続行いたします。3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） それでは、午前中に引き続きまして一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2番目の項目といたしまして、マナー教育についてお聞きいたします。

先ほど申し上げましたように、少林寺拳法の道場に行ったときに、履物がそろえてありました、整然と。少林寺拳法は、達磨大師がインド憲法を中国に伝え、その後、日本で始まったわけなんです。その流れから、当初から禅宗の教えを取り入れ、脚下照顧や易筋行と座禅行を修行に取り入れています。

易筋行というのは肉体を鍛えること、座禅行というのは心を鍛えること、両方です。つまり、心と体をバランスよく鍛えることを重視しております。

日本人は、本来武道の心得とともに、古来より畳の文化に根差した作法を身につけてお

りました。しかし、近年、畳の部屋がない家に育った者のマナーの欠如が非常に目につくように思います。

私は、畳の文化を若い人に伝え教える必要を特に最近感じております。40歳ぐらいを境に、和室で乾杯のときに座布団の上に立って乾杯する、あるいは、和室の部屋で立ったままで挨拶する、このようなことが非常に目につきます。

例えば、椅子の文化にしても、挨拶するときには立ち上がって挨拶する。あるいは、椅子を離れたときは、椅子をきちっと片づける、履物をそろえることなどは、大人としても最低限のマナーのように思います。

先ほど同僚議員が質問しておりましたが、東京オリンピックを控え、日本人のおもてなしの心がクローズアップされている現在、防府市でも選手団の事前合宿があるかもしれません。そのときに、日本人のおもてなしの心、防府市民の幸せますの心をもって正しいマナーで接するようにしたらどうでしょうか。

和室のマナーとして、きょうここに中林議員もいらっしゃいますけど、畳のへりを踏んではいけない、敷居は踏まない、座布団は踏まない、このようなことは、これからの若い世代に私たちが伝えていくような義務があるように思います。

そこでお聞きいたします。防府市においてマナー教育を学校教育に取り入れる考えはございませんか。よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員の質問に、教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 議員、今、マナー教育を学校教育に取り入れたらどうかという御質問だったかと思ひます。

私は、マナーは社会生活を営む中で、円滑な人間関係を築くために大切にされてきた人間の知恵の結晶と認識いたしておひます。今回のマナー教育につきましては、主として日本古来の传统文化の作法や振る舞いという角度からの御提案でしたので、その視点からお答えいたします。

既に本市におきましては、市内全ての学校において、挨拶や礼の仕方を含め、履物をそろえることや正しい言葉の使い方など、学校生活を通してマナー教育に通じるさまざまな指導がなされています。

さらに具体的な取り組みといたしまして、市内の幾つかの中学校では、家庭科の和服の文化という単元で、地域の方を講師としてお招きし、浴衣の着方の実習だけでなく、畳の縁を踏まないことや、手はきき手を下にして重ねることなどの作法につきましても学習しているほか、小学校のクラブ活動や放課後子ども教室等で茶道教室や華道教室を行って

る学校も多数あります。

また、今後改築する小・中学校の校舎には、全て和室を備えることとしており、先日新築いたしました右田小学校では、畳を使った礼儀作法の学習が計画されております。

なお、このような取り組みは学校だけでなく、地域の方の御支援をいただいで実施しているところでございます。

さらに、道徳の授業では、時と場所をわきまえて礼儀正しく真心を持って接することや、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることなど、礼儀や親切、思いやりについて指導がなされているところでございます。

防府市教育委員会では、市の教育大綱に位置づけられている教育振興基本計画の基本方針に、心の教育の充実を掲げ、人間としてよりよく生きていく道徳的実践力を育成する視点に立って、倫理観、生命尊重の心などの社会生活上のルールや基本的なモラルを育成することといたしております。

今後も、挨拶などの生活の中のマナーから、武道など日本の伝統文化を通じて学ぶ礼儀作法まで、各学校の事例を紹介するなど、取り組みが充実するよう支援してまいります。

また、こうした心の教育を進めるに当たっては、家庭、地域との連携が何よりも大切だと考えておりますので、学校運営協議会の協力を仰ぎ、充実させていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） ちょっと再質問させていただきます。

市内の学校では、マナー教育がなされているということを今お聞きいたしまして、大変よいことだと思えます。

私が先ほど40歳以下のということをお聞きしたんですが、そうすると今の若い人たちは大丈夫ですが、もうちょっと上の年代というのが、そういう教育が当時なされてなかったのかなと、このように思うんですが、その辺どうだったんでしょうか。

それから、先ほど畳のへりを踏んではいけないというようなことは、先ほどの武道の質問からも関係があるんですが、例えば畳のへりを踏まないというのは、畳と畳の間には隙間がある。その下から刀が出てくるから踏んではいけない。あるいは、畳のへりの飾り、へりの布は、非常に当時貴重なものだったんで、すり切れてはいけないから踏んではいけない、このようにきちとした理由がある。このようなことを、マナー教育の中でぜひ教えていただきたいと思えます。

先ほど右田小学校の畳のことについてはお聞きしましたが、中学生あたりがしっかり

とした今、立礼をしておりますね。私たちは挨拶するのに、結構なおざりなことをしておりますが、中学生は立礼、——立礼って何ですかって聞いて、立ってするんだから立礼かと思ったらそうではなくて、立ちどまってするのが立礼だそうです。えてして大人はこのような挨拶をなおざりにしているように思います。

そういった意味で、先ほどちょっとお聞きしました今の若い人に対して、当時はそのようなマナー教育はなかったかどうか、お聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 40歳以上の者に対して、その当時若いころ、中学生のころ、そうした教育はなかったかとの御質問と受けとめます。

と申しますと、その世代といたら私どもも入るのではないかというふうに理解します。戦後間もなくは、いろんな受けとめ方があるでしょうが、団塊の世代からその後、高度経済成長、そうした中での教育というのは、まさにマス教育でありまして、あるいはとにかく大勢がごった返して、とても礼儀どころではない。

また、戦前の教育が悪かったわけではございませんが、そうした中で戦争もあったということで、どうしてもそれまでの日本のよさ、伝統文化というものを軽視する、そういう風潮があったかもしれません。そうしたところで、本当に昔から行われている日本のいわゆる礼儀作法、あるいはマナー等が私どもが若いころは、中学生、若い者に教えられてなかった、そうしたことは否めないかもしれません。

しかしながら、時代がたちまして、平成18年に教育基本法も改正されまして、日本の伝統文化を大切に尊重するというそうしたことがきちっと述べられまして、それをもとに私ども学校では学習指導要領、さらにはそれぞれの学校でそうした取り組み、伝統文化を大切に、礼儀作法を大切に、指導というものがなされております。

私どもが受けたのは、必ずしも確かなものではなかったけれども、しかしながら学校ではなくて、家庭においてそういうしつけを受けてきた、そういうものが心の中に残っている、あるいは身にしみついている、そうしたものが現在のまた教育、さらには指導の中に生きてきているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） 明確な答弁ありがとうございます。

では、今のこの項については終わります。

3番目に、定住化促進策についてお聞きいたします。

まず、中山間地における子どもの確保についてでございます。先ほど同僚議員が定住化

促進策の質問を午前中にしております。そこで、私は主に中山間地に絞って定住化について質問いたしたく存じます。

先般、説明のありました防府市ひと・まち・しごと創生総合戦略によりますと、周辺部の人口減が著しいのが明白です。中山間地における子どもの確保は喫緊の課題です。平成25年5月1日現在、小野小校区では小2と中2が20人を切っております、1学年。私は、小野小・中学校運営協議会の委員も務めておりまして、安全安心部会の部会長として学校運営にもかかわっております。地域の宝である子どもたちの安全安心を努めなければいけないと思っています。

小野地域は、防府市全体の面積の23.58%と、4分の1を占めておりますが、大半が山林です。自然が豊かで子育てには最適です。そのような地域において、小野地域においては夢プランにも取り組んでおります。夢プランを夢で終わらすことのないよう、1年間かけて作成していたしました。そして、小野に若者が住みつくような地域にしたいと思っております。

次に、三世代同居に補助金をという項目でお聞きいたします。

先般8月には盆踊りがあり、各地区に行つてまいりました。子どもたちが大勢いました。帰省客だけでなく、近隣に住む子どもたちが孫を連れ、実家に帰省していたのだと思います。このうちの何人かは市内に家を建てるか、アパートに居住していると思われます。この人たちが小野に住んでくれるだけで、かなりの人数がいると思われます。三世代同居に対して、補助金を出してみたらどうでしょうかということを提案いたします。

中山間地域の活性化を図り、魅力ある地域とすることで若者が住みつき、子どもの確保につながると考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、防府市では総合戦略策定の中で、三世代同居の補助金についても検討しているようですが、具体的なお考え等があればお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、1点目の中山間地域における子どもの確保の方策でございましたが、議員御指摘のとおり、防府市人口ビジョンでお示ししております人口推移の状況では、市周辺部における人口減少が著しく、特にゼロ歳から14歳までの年少人口の減少が野島地域、富海地域などの中山間地域や向島地域で顕著となっております。

また、県内でも中山間地域では他地域と比較して、児童・生徒数の減少による小・中学校の統廃合が進んでいる状況が示されておありまして、中山間地域や周辺の地域にお住まい

の皆様が、強い危機感を持っておられることは、私も十分承知いたしております。

私は、地域づくりの基本的考え方の一つとして、小・中学校を廃校にしてはならない。廃校に追い込まれるようなことがあってはならないという考え方を強く持っております、これまで児童・生徒数の減少が著しい野島地域、あるいは富海地域に対し、茜島シーサイドスクール事業の継続や、富海小・中一貫教育の導入といった施策を進めてきたところでございます。

こうした中で、議員がお住まいの小野地域では、年少人口の減少を地域の課題と捉えられて、その解決のために地域の将来計画である夢プランを策定し、若い世代が定着する地域づくりに取り組んでおられることをお聞きし、大変心強く感じているところでございます。

地域の活性化が進み、他地域にお住いの若い世代の方々にとっても、魅力のある、住みたくなる地域となれば、おのずと地域の子どもたちも増えることが期待できるという議員のお考えに、私も意を同じくするものでございまして、ぜひ小野地区でのお取り組みを進めていただきたいと存じます。市といたしましても、本市の中山間地域がより魅力ある地域となりますよう、地域の状況や特色に応じた支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の三世代同居に補助金をつけたらどうかのお話でございましたが、私は核家族化が進行する中で、家庭における教育力の低下を強く感じておりまして、親・子・孫の三世代同居などによる、家族のきずなの再生を図っていくことが重要ではなかろうかと考えているところでございます。

特に、少子高齢化の進行が著しい中山間地域をはじめとする地域にありましては、おじいちゃん、おばあちゃんのもとに子や孫が帰ってきて、ともに生活することは、地域に活力を取り戻すためにも非常に大切なことであると思っております。

こうした中、実は私は昨年、政府の教育再生実行会議における「生涯現役・全員参加型社会の実現や、地方創生のための教育のあり方」をテーマとした、教育再生実行会議第二分科会の委員を拝命いたしました。

昨年の10月に開催された分科会の会合におきまして、私が提案者といいますか、プレゼン者として、三世代同居が家庭教育力の向上につながることや、子育て支援、定住促進、高齢者の孤立防止などにも寄与することなどを提案しまして、具体策として人口減少と少子高齢化の著しい富海地域をモデルとした、既に取り組んでおりましたところの富海小・中一貫教育と、市有の三世代住宅の取り組みの推進について意見を述べさせていただいたところでございます。

このことは、12月に策定された、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきま

しても、子育て支援の観点から、三世代同居・近居の希望の実現に対する支援の必要性がうたわれているところでもございます。議員からの三世代同居に対する補助金制度の導入の御提案は、こうした国や私の考え方と方向性を一にする、非常に有効な手立てではなからうかと存じます。

私は、さきに述べました富海地域をモデルにした市有三世代住宅の取り組みを進めてまいると同時に、市内全域におきましても、広く三世代同居あるいは近居を推進してまいりたいと考えておきまして、近居、同居も含めた形での検討を担当部署に指示し、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案において、三世代同居・近居に対する支援制度の創設も取り組みの一つとしてお示しさせていただいたところでございます。

その制度の内容は、現在、検討中ではございますが、親世帯と子育て世帯が同居や近居を開始する際の、住宅の増改築や住宅建築、あるいは中古住宅の購入などに対する支援も考えているところでございます。

今後、核家族化の進行に歯どめをかける第一歩として、三世代同居・近居を希望される皆様に対する支援を積極的に行うことで、家庭や各地域に子どもたちの笑顔があふれ、多世代が学校を中心とした元気みなぎる地域づくりに参画していくことができる環境を創出してまいりたいと考えております。

御協力と御理解をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうも御回答ありがとうございました。学校を廃校してはならない、あるいは三世代同居に補助金を、家庭における教育力の低下を危惧しておる、家族のきずなづくりが大事であると、このようなことを御回答いただきまして、今後、中山間地が活性化するのに、またぜひよろしく御援助いただきたいと存じます。

それでは、最後に再質問をさせていただきます。再質問というよりも、要望ということでさせていただきます。小野地区では、先ほど申し上げましたように夢プランの計画とともに、地域活性化のため宇佐八幡宮の石楠花まつり、サマーフェスタ、これは小野地区で花火を上げております。あるいは鯉流し、このようなことを計画し、実行をしております。市内からもたくさんの方に来ていただいております。

小野の中心部である奈美地区までは、市内から約10キロ、サイクリングやジョギングではちょうど最適な距離かと思っております。そこでお願いですが、現在、佐波川のサイクリングロードがあるんですが、これは高校生の通学路にもなっております。ところが、整備が細切れで道路のアスファルトが傷んでいるところもたくさんあります。ぜひ小野に中継地点のようなものを設けて、市内から来ていただくようなことをすれば、もっともっと小野

も活気づくように思います。

そういった意味で、ぜひ堤防あるいはサイクリングロードを、もう少しきちっとした形で整備していただくような形の後押しを、ぜひお願いいたしたく要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番、清水議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、1番、和田議員。

〔1番 和田 敏明君 登壇〕

○1番（和田 敏明君） 「改革の会」の和田です。質問に入ります前に、前回6月議会でスポーツセンター、多目的広場の特に南側のグラウンドの危険性を言わせていただいたところ、市長より早急に石を撤去し、土をかぶせるとの御回答をいただいたところでございますが、私も即、確認に行きましたところ、本当に早急にやっていただきました。心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして道路の維持管理について、それと、防犯灯について、2点について質問いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、1点目の道路の維持管理についてですが、主に3点、1つ目に区画線について。2つ目に道路上の雑草について。3つ目に道路パトロールについてお尋ねいたします。

まず、1つ目の区画線についてですが、これまで数回にわたり一般質問で、消えていたり、薄くなって見えにくい区画線の早期復元をお願いしてきましたが、なかなか要望には応えていただけなかったもので、とりあえずセンターラインを優先に、私が気づいた箇所をお示ししてお願いいたしました。その後、お願いした箇所の多くは復元され、大変感謝しております。

このことについては、前任の金子部長と随分やりとりをさせていただきましたので、本人の目の前でお礼を言いたかったところなんですけど、当然、引き継ぎの力もあると思いますので。しかしながら、まだ復元されていない箇所も見受けられます。

その中でも、牟礼のマルキュウ上木部店と柳川との間にある交差点付近がその一つです。この箇所は、交通量も多く、坂があり、カーブもありと大変危険なところであると思いますが、センターラインや交差点のゼブラ等は消えたままになっております。ましてや道路の端を表す外側線に至っては、市内全域全く復元する気がないように思われます。一体いつになったら安全に通行できる道路となるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、道路上の雑草についてですが、車道と歩道が境界ブロックにより分離されている道路の境界ブロック周辺には、雑草が繁茂している箇所が多数見受けられます。また、路

側にも雑草が伸び放題となっている箇所が多々あります。その中でも、特にひどいのは路側の防護柵や標識にツタのようなものが巻きついて、一体何があるのかわからない状況のところも見受けられました。当然のようにその雑草は道路上に伸びており、道路の通行範囲が非常に狭められている現状にあります。こういったことは、議会報告会でも各地域から多くの声をお聞きしているところですが、個人的にもよく耳にする問題です。

つい先日、ある数名の方からお聞きしたのですが、これまでは道路の路側に生えていた雑草を草刈り機で刈っていましたが、だんだん年をとり、最近では以前のように草刈りができなくなったので、何とか手立てはないだろうかと言われておりました。

このように、これまでは道路近辺に住まれる多くの方々が、道路を利用されるみんなのために、奉仕で雑草を処理して来られてきたのだと思いました。しかしながら、その方々の多くは高齢者となり、これまでのようなことができなくなっておられるのも事実です。これまでは、このように多くの箇所で善意ある方々に助けられていたことが、これからは非常に残念なことですが、期待できなくなるのではと懸念しております。道路上に生えている雑草の処理はいかにお考えか、お伺いいたします。

3点目に、道路パトロールについてですが、以前質問した際に、定期的に道路パトロールされているとお聞きしていますが、前述のような問題があるのは、この道路パトロールのあり方に問題があるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

このパトロールは、当然ながら道路に詳しい、例えば道路技術者のような専門的な方がされていると思いますが、いつ誰がどのような項目をチェックされているのか、また、その都度、対応する必要箇所が出てくるとは思いますが、そのような箇所はどのように処理されているのか、安心・安全で美しいまちづくりを提唱されている市長の御見解をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 1番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路の維持管理についての御質問にお答えをいたします。

初めに、区画線についての御質問ですが、区画線につきましては、本年度も前期と後期の2回に分けて発注することとしておまして、前期と後期の工事期間を重複することにより、空白の期間を生じさせないようにして、緊急に対応する必要がある場所が確認された場合には、その都度、施工業者に依頼するなどして早期復元のための措置を行っています。

また、区画線を復元する際には、道路幅員及び通行する車両の種別や台数により、消失

する区画線の状況が異なりますことから、施行区間の中央線・外側線等の状況を検討し、復元を行っています。なお、御質問をいただきました路線の区画線の復元につきましては、現在、契約中の前期工事に含んでおり、現在、施工業者が作業日程の調整などを行っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

市といたしましては、市道を常に安全な状態に保つために、道路反射鏡やガードレール等の安全施設の管理もあわせまして、順次、区画線の復元に努めてまいりたいと考えております。

次に、市道の路肩部分の雑草や木の枝などによる、通行への支障についての御質問ですが、市道の路肩部分につきましては、幹線道路の植樹帯、人家のない区間や作業に危険を伴う箇所などを中心に、道路管理者である市が除草や剪定を行っているところでございますが、市道延長668キロメートルの全ての路線で除草等を行うことは困難でございますことから、地元自治会等の皆様に、主に生活道路や通学路の除草等の御協力をいただいているところでございます。

なお、通行に支障が生じているような雑草の市道上へのはみ出しや、木の枝やつるで標識が覆われている状況などにつきましては、道路パトロールや地域の皆様からの通報等によりまして、状況がわかり次第、直営作業班が速やかに対応することといたしております。

続きまして、道路パトロールについての御質問ですが、昨年度までは道路パトロールを月に2回実施してまいりましたが、本年度からは道路相談室職員が月8回実施しており、パトロールの強化を図っております。また、道路パトロールの点検項目といたしましては、陥没や段差、路肩の状態等路面の状況、区画線や道路反射鏡などの安全施設の状況などについて、目視による点検を実施いたしております。

なお、道路パトロールにより道路の異常が発見された場合は、軽微な場合は直営作業班により補修を行い、規模が大きい場合は、セーフティコーンを設置するなどいたしまして、一旦安全を確保した後、専門業者に補修を発注し、復旧することとしております。今後とも、市道の安全な利用の確保に努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、区画線についてですが、先ほど言った牟礼のマルキュウ上木部店から柳川との間にある交差点について、対応していただけるということで、ありがとうございます。以前

よりどうしても、この区画線については予算の問題が大ということになってくるんですけど、今、計画されて順次やっていかれるということですが、大体いつまでをめぐりに、目標に全ての区画線を引き終える予定となっているか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

現在、市内市道には消えかけていると思われる区画線、あるいは薄くなっているという区画線が多数あるということは十分認識をいたしておりまして、今年度も、既に今の前期で14.5キロ区画線の復旧の計画をしております。

そして、今年度後期につきましても、区画線の復旧を予定をしておりますので、今現在、全ての復元がいつまでできるかということについては、恐らく何年周期かで消失していくということで、このサイクルに合わせて復元をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 予算上の問題が大きいのでしょうか。それとも範囲が広いとか、そのかかる手間で時間がかかるということなののでしょうか。今、センターラインについては随分もう引かれてあると思います。本当に、大変感謝しております。

ただ、外側線に至っては引かれていないところがありますが、距離的に言えば、もう私はそうでもないというふうに感じています。一応、私も言うばかりじゃいけないので、大体、二月に一回程度市内全域を自分なりにパトロールさせていただいているところでございますが、そのように感じておりますが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

この3年間に限りまして申し上げますと、平成24年度には18.9キロメートル復元をいたしております。平成25年度でございますけれども、区画線の施行延長22.8キロ、平成26年度にはこれは31.6キロメートル復元をいたしております。平成27年度につきましては、先ほど申し上げましたように14.5キロ施行しております。

区画線の役割というのは、非常に大きいということは十分認識をいたしておりますので、市の職員が気づいた際には、逐一そういったものを蓄積をして予算要求をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 済みません、聞き方が悪かったのかもしれませんが、予算の問

題が大きいのか、その手間の問題が大きいのかだけ教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路の安全という点につきましては、予算要求をいたしますれば、これ安全ということに関しましては財政担当課も予算査定ということに、十分配慮していただけるというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 市民の安全のために十分配慮していただけるということなんでしょうが、担当部局のほうから例えば市内全域、今、外側線が大体このくらい消えていると何キロ、この何キロメートルを引くのに幾らいるんだという投げかけというのは、当然、もう検証されているんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 今後の予算というか、施工計画ということでございますけれども、区画線につきましては、短いところでは5年程度で薄くなっているという状況でございます。長いところでは、一旦、復旧しますと20年程度は復元をする必要がないのですが、数年というところが多々ございますので、今のところ完了ということに関しては、手元に資料がございません。申しわけありません。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） いわゆる区画線を全部引くために、予算を取ってこようと思えば、きちんとした数字を投げかけないと、それはただ漠然と今回18.9キロ引きました、次の年は22.8キロです。もうこれが果たして正しいのかどうかすら、それはわかりませんよね。ただ、ちょっと増やしているだけということであって、これで市民の安全が守れるわけではありませんから、その辺のところをしっかりとやっていただきたいなというふうに感じております。

それで、ちょっと以前より気になっておりましたが、以前、委員会の中でもお尋ねしたと思うんですが、今、現在の道路の維持管理が予算上間に合っていないという話が以前からありました。その中で、また新たに道路をつくる、つくればそれに、また維持管理がついてくる。維持管理の量が増えれば、また区画線は薄くなり放置される。

そのときお伺いしたときは、そうならないように努力しますとの回答でしたが、どうもその後の経緯を見る限り、疑問に感じる箇所が多々見受けられます。いわゆるこういった負のスパイラルにどこかで歯どめをかけていかなければ、本当に市民の安全は確保できないと思われませんが、今後、どのような努力をしていくのか、どういったことが必要なのか、何かお考えがあればお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えをいたします。

ストックを非常に多く抱えておりますことから、維持管理費は徐々に大きくなっている、現実、維持管理に多大な予算を要しているわけでございます。その一方で、いわゆる道路改良といいますか、また幹線道路の新設なども同時に行っている状況でございます。このことについて、疑問をお持ちという御質問は以前いただいたところでございます。

やはり地域の御要望に限って申し上げましても、維持管理に対する御要望は当然、多くいただいております。また、非常に狭い道路をお使いの皆様も、緊急車両が入ってこないといったようなお困りの御要望もございますことから、そういったところについては、いわゆる幅員を広げたりしていく改良工事も行っております。

そして、また都市計画道路に代表されるような幹線道路も引き続き、やはりこれは産業振興でありましたり、観光に必要だという判断のもとに大きな道路の新設改良にも資金を投入しているということでございます。私どもといたしましても、公共事業に関しましては、コスト縮減というのは安全の次に位置しているというふうに考えておりますので、ここは御理解、御協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 例えば、新設したい道路の工事を1年待って、区画線の維持管理に充てるなどの対策をとったとして、何か大きな問題が生じるのでしょうか。全ての道路は全ての市民のものでありますから、もちろん他市、他県の方々も利用されるのですが、通行される方々の安全を第一に考えれば、最優先することが当然の責務であると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 例えば区画線でございますけれども、例えばセンターラインにつきましては車同士が離合をするという夜間、降雨時、非常に重要なものであるということは十分認識をいたしております。

改良事業につきましても、先ほど御説明をいたしましたとおり、消防自動車が入って来れないといったような御要望も受けております。私どもが、この安全という意味の御要望に対して、なかなか判断をするというのは非常に難しいものがございます。そこのところ何かと御理解をいただきたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 御理解、御理解——なかなか引かれないものは御理解できない

のですが、まあ、平行線でしょうから、最後に一つだけ市長にお伺いいたしますが、「安心・安全美しいまちづくり」の中に、この道路維持管理は入っているのでしょうか。本当に早急に実証する気があるのでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 美しいまちづくり安心・安全の中に、道路は欠かすことのできない要素であると、そのように思っておりますし、先ほどからのやりとりを聞いておまして、もどかしさも議員もお感じでございますが、それぞれの仕事がございますので、そのバランスをとりながら、そして、なおかつ市民の安全を最優先に考えながら、しっかりとした道路行政を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） はい、ありがとうございます。ぜひ実証していただきたいと思っております。

2点目の、道路上の雑草について、また再質問をさせていただきますが、以前、雑草の問題は道路上のみならず多くの箇所で悩まされておりますが、以前、会議の中でたしか担当部局より、これは大きな課題であって抜本的に見直していかなければならないと、この問題について非常に重要視されていたと認識しております。

例えば、いつを目標にどのような見直しをするかなど、また、その後の進捗状況などを、まだ日にちも余りたっておりませんので回答は難しいかもわかりませんが、今の段階で何かあればお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路に関する除草の、例えば地域の皆さんの御協力ということが、なかなか高齢者の皆さんの高齢化ということで、先般もボランティア団体の方が解散せざるを得ないということで、元の会長様へ感謝状も市長から差し上げたところでございます。

こういったことが身近に迫っているということで、除草を今、市のほうで業者委託あるいはシルバー人材センター、そして直営作業班で作業を実際に予算をいただいて実施をしておりますが、これがだんだんと増えていくのではないかと、実際に今はそうなっているわけですが、これが続くということに対しては、議員も御質問されておりましたように危機感を非常に強く持っております。ただ、今、検討をしているということで、今ここで具体的な策をお話するということまでには至っていないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 何分範囲が広く、予算もかなり、手間も人間もかなりかかる問題だと思いますので、早々簡単にはいくことではないいんでしょうが、少し質問の趣旨からはみ出るのかもしれませんが、先ほどボランティアの話が出ましたので、各地域から草刈りの問題が出るにあわせて、そこには必ずといっていいほどボランティアの方々が存在しております。現在、草刈りのボランティアに対する助成等は、何かありますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） ボランティア活動をいただいているということは、かねがね伺ってはおります。しかしながら、今、道路課に限って申し上げましても、具体的に資金や資材の御援助をさせていただいているという状況にはございませんが、草刈りに要します——地域の皆さんに対しましては、草刈り機の刃とか燃料、これらを今年度より支給といいますか、お手伝いをさせていただくということになりますけれども、創設をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 考えていただいてありがとうございます。私の知る範囲では、個人で草を刈られる方々もおりますが、自治会等である程度組織化されたところもあります。善意でやっていただくのがボランティアかもしれませんが、その行為により多くの方々が助かっているのも事実だと思いますし、本来なら行政がやるべき問題を解決するように努力、また協力をしていただいているわけですが、先ほど言ったような助成をなるべく広い範囲で考えていってもらえればと思います。先ほどの草刈りの抜本的な改革と、そのことをあわせて要望して、次の再質問に移りたいと思います。

道路パトロールですが、まず、過去の質問では月2回のパトロールを、まず、8回に増やしていただいたことに感謝申し上げます。

一向に改善されないと感じていたこの問題ですが、今回のようにきちんとした形で示していただくと、同じ気持ちで解決に向かっていると感じられます。ありがとうございます。しかし、先ほど、前述の2点の質問の中にありましたような状況を見ますと、パトロールの中身については、まだまだ改善の余地があると思わざるを得ません。大体、8回に増やしていただいたということですが、大体1回に何人が、何時間ぐらいかけて、約何キロ程度パトロールされるんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路パトロールについては、道路相談室が担当し

ておりますけれども、道路相談室は道路課に所属しております、相談室の室長が1名、それと嘱託職員2名、計3名が配属をされておまして、一応2名、複数名で道路パトロールを行っております。都度、半日の場合もございますし、朝から晩までということではありませんけれども、1日かけて現地を見ております。

やはり8回にしたということで、道路の修繕箇所の見箇所数も、これまでは1年間に200カ所から250カ所異状箇所を見つけておりましたけれども、現在5カ月間で、既に180カ所を超えた異状箇所を見つけておりますので、1年間400カ所ということで、8回に増した効果というのはあろうかというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） ちょっと先ほど聞き漏らしたかもわかりませんが、その道路パトロールの2名、順次違うんで、違う方がされているんでしょうが、ちょっと専門的な面を持った方というのは同乗されているんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路相談室でございますけれども、相談室長は正規の職員でございます。残りの2名は嘱託職員でございます、嘱託職員が主には道路パトロールを行っております。

この嘱託職員でございますけれども、在職中に道路パトロールの経験はなかったかと思えます。しかしながら、室長自身が道路行政のみならず、現場に非常に精通した技術補佐が担当しておりますので、4月、5月、6月の3カ月程度は職員も同乗いたしますし、室長も指導をいたしますので、今現在では、ある程度の技術水準に熟練をしまっていると思えますし、今後ともそういった情報の収集技術という、大げさな言い方になりますけれども、これについては訓練を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 私は、実は以前にも行政の縦割りということで、そうでないのかもしれませんが、そういった懸念をしているというような質問もさせていただいたことがあるのですが、ちょっとお尋ねしたいんですが、市の職員も毎日通勤、ほかにもさまざまな用事等で市道を通行されていると思いますが。

例えば、私が先ほど言ったような路側の防護柵や標識にツタが巻きついて何があるかわからないとか、道路の範囲が草で非常に狭められて車が対向できないところであったり、カーブミラーがよそを向いているとかいうところが、私がパトロールする限りでもかなりあります。そういうことが、その危険箇所を見ている職員から連絡等は入ってこないの

しょうか。もし気づかないとすれば、それで危機管理意識が大いに欠けていると思われませんが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えいたします。

道路パトロールでそういった異常を発見するということはもちろんでございますが、関係職員あるいは庁内の職員にも、そういった道路の異状箇所を連絡いただくようお願いをしております。例えば土日にそういったことに気がついたときということ、月曜日にはお知らせをいただくことも多々ございます。これは道路パトロールや道路課の職員だけでは、この市道の全体の把握をするということではできませんので、このあたりは十分をお願いをしているというところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 連絡はあるということですが、職員全体の目で見れば、かなりのところが、問題がやっぱり上がってくるのではというふうに思いますが、どうも、私が通行している限りではそういったようには思えません。これは正直なところでは。

もし、目が足りないのであれば、例えば以前、山根議員より御質問のあった「ちばレポ」など、市民の目をお借りすることも考えてはどうでしょうか。そうすることでパトロールの時間を危険個所の対応にシフトできるとともに、ピンポイントで迅速に行動が可能となれば、人件費の削除にもつながるのではないのでしょうか。

市民もできる、できないに問わず回答があることで納得、また前日、山下議員がおっしゃられていましたが、直接市民とやりとりすることで、また行政の信頼も得られるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） この点は、議員の御指摘のとおりでございますが、市道は668キロメートルございます。職員や道路パトロールだけでは、今現在の道路の状況を常に把握しておくということは容易ではないということは、十分認識をいたしておりますので、ここは地域の皆さんの情報が非常に大切であるということを感じております。

「ちばレポ」の御質問をいただいたことで、調査も行ってみました。やはり市道が1,000キロ以上ないと、年間1,000万円程度の運用費が必要だというようなこともお話しをいただいておりますので、どのようなことが防府市に適切に、そういった情報をいただくという点については、これは必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 以前より、約、市道668キロメートルという前任の部長からもそういう御答弁があって、だから厳しいというふうな回答がよくあるんですが、668キロメートルあるからこそ計画をきちんと立てて、予算をとって順次やっていくことが大切なんではと思いますが、今のやり方では、ただ、危険箇所がありました。ポイントでそこに行ってパトロールしている間、ただ見ているだけというような状況になっているわけです。

計画はきちんと立てられてあるのであれば、私が言うように、いついつまでに大体のめどはつくということぐらいは、特に、最初の区画線なんかはもう薄くなっているところと消えかかっているところだけですから、そんなにはないと思っています。そこを、まず把握されてないということに非常に疑問を感じておりますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 所管のほうで道路台帳なども持っておりますので、ストック自体の管理はしておるとは思いますけれども、日々消耗していくものの管理を十分にしていないというところは、御指摘のとおりかもしれません、検討すべき課題というふうに持ち帰りさせていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 次の質問にいかないといけないので、以前から同様の質問をしてきた中で、私は今までは県の公安委員会に対しての要望もあわせてお願いしていました。停止線であったり、横断歩道であったり、県道といったような区画線もお願いしてきました。

今回、私がそれをしなかったのは、普通に物事を考えていけば、まず、市が、自分たちがきちんと維持管理をしていないものを、県や国へ訴えていくのは恥ずべき行為だというふう感じたからです。

道路は生活に欠かすことのできない最も必要な施設と思います。新たに道路をつくることも必要でしょうが、適正な維持管理ができてこそ道路としての価値があるのではないのでしょうか。近年、民間企業においては退職年齢を引き上げたり、退職者をアドバイザーや指導者として、再雇用として技術力のアップにつなげております。私は、経験に勝るものがないと思っています。

市においても過去からの経緯や経験豊富なベテランの退職者を、アドバイザーや指導者として活用されることも必要ではないでしょうか。よいことは取り入れていくことが、このような問題の解決策につながるのではと思います。一日も早く市道の適正な維持管理を

して、県の公安委員会にも堂々と訴えかけていく状況をつくって、安心・安全、加えて美しいまちづくりを実証していただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、２点目の防犯灯についてですが、これは私が議員にさせていただいて、一番最初にした質問ですが、防犯灯設置基準についてということで、私の最初の一般質問において選挙活動中に気がついた中の一つとして、防犯灯のあり方についてお聞きしております。

質問の趣旨は、地区によってはまだ整備が不十分なところも見受けられる。また、地区と地区とを結ぶ間の居住者の少ない場所については、整備のされていない箇所が多々見受けられることから、市内全域の明るさを統一するため、防犯灯の設置は市でできないか。また、防犯灯設置基準を設けてはいかがかとの内容の質問をいたしました。

当時、この質問に対し執行部からは、防犯灯は自治会が設置及び維持管理されることを基本と考えており、設置等に係る費用に対する補助制度を設けているが、状況の変化に適宜対応し、見直し等も図っている。自治会での設置が困難な場所で、防犯対策上、市が設置する必要があるところについては検討する。防犯灯設置基準を設けることについては、課題も多く、さらなる研究が必要と考えていると御答弁をいただいております。あれから３年がたちますが、一向に返答がありませんので、お伺いいたしますが、答弁に対しどのような検討なり研究をされたのかお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、自治会及び地域自治会連合会が設置、維持管理しておられ、現在市内には約 7,800 灯が設置されております。これら防犯灯は安全安心な市民生活に重要な役割を果たしてございまして、市といたしましても防犯灯に係る補助制度を設け、自治会などに対し、設置、取り替え費用及び電気料金の一部を補助いたしているところでございます。

この補助制度につきましては、社会情勢の変化などを反映し、補助額や補助対象の見直しを行ってございまして、平成 23 年度には一般的に長寿命で消費電力が少なく、地球温暖化防止対策に有効で、電気料金も節減できるといった利点のある LED 防犯灯の設置が進むよう、補助制度を充実したところでございます。この結果、自治会などの積極的な取り組みによりまして、現在約 90% が LED 防犯灯となっている状況であります。

さて、市が防犯灯を設置する際の基準について、どのように検討あるいは研究をしてき

たかとのお尋ねでございましたが、防犯灯を設置するに当たりまして、自治会区域が広範な自治会や加入世帯の少ない自治会では、防犯灯の設置や維持管理に対する経費の負担が大きく、防犯灯を設置したくても設置できない状況であることは承知いたしておりますので、まずは、他市における公設防犯灯設置基準や、他市における自治会に対する補助基準を調査いたしたところでございます。

設置基準の一例としては、市が防犯上必要と認めた場所や人家から離れた場所、また学校などの公共施設や通学路などが挙げられておりました。こうした他市における公設防犯灯設置基準などを調査検討をいたした結果、人家が少ない場所や学校などの公共施設周辺、通学路などを特定の場所と定めまして、そのような場所への自治会による防犯灯の設置が進むように、補助制度を見直すことによって、これまで整備できなかった場所への設置促進を図ることも可能になってくると思っております。

そうしたことから、今後、特定の場所につきましては、防犯灯の設置経費の御負担をさらに軽減するなど、補助制度の見直しをしっかりと検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） どうも御答弁ありがとうございます。

特定の場所については補助の見直しをしていただけるということで、まず一歩前に進んでいったというふうに感じております。どうもありがとうございます。

要はつなぎとつなぎの部分、民家があるところは、例えば子ども110番等の推進があったり、100%とはいえないにしても、民家がある場所についてはともかく、今言ったようなつなぎの距離がある場所なんかは、早急な対応が必要な場所が多々あると思います。

おっしゃられたとおり、自治会では設置が非常に困難だという場所ですが、大体どのような補助の見直しを考えているか。今、現在の補助というのが一つはLED化の普及によって、以前、私が3年前に質問をしたときは、7,400灯だったと思うんです。それが今400灯も増えているような状況ですので、本当に感謝しております。そのつなぎの部分に対しての補助、今ある補助は自治会に対して3カ月分だけは無料にいたしますよ。ただ、そうなると4カ月目から払わないといけないわけですね。そうじゃなくて、私が求めているのは継続的な補助を考えてほしいということなんですが、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

防犯灯の電気料金の補助についてということの御質問でございますけれども、当然この電気料の補助につきましても、今の特定場所につきましても、当然検討していくという形を考えております。ただ、今、現行が3カ月ですから、これを半年にしますとか、9カ月にしますとか、12カ月にしますというのは、まだちょっとそこまで検討に入っておりませんので、新年度予算において考えさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 今3カ月補助を出しても4カ月目から払わないといけない。じゃ、半年補助を出しても7カ月目から払わないといけないという補助というのは、一瞬だけちょっとあめをあげたみたいな補助ですので、例えば世帯数の少ない地域とか、今、人口も減少傾向にありますので、加えて年々自治会の加入率が減少傾向にあると思います。以前の会議では、たしか78%ぐらいの加入率だったと思います。

それからどうなったかはわかりませんが、約4人から5人に、1人は非自治会員ということですが、会員数や人口が減っても、一度設置した防犯灯の維持管理はずっとついてくるんで、例えば自治会収入がほとんど見込めない地域については、防犯灯を設置も維持も困難となって、老朽化したまま放置されるということも考えられるんですが、その辺のことはしっかり含めて考えて、継続的な基準を考えていただけるんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

今のLED化が90%ということで、かなり進んでおります。以前の蛍光灯の防犯灯でございましたら、一月の電気料金が中国電力の資料でございますけれども、約一月に180円程度、それがLED化にいたしますと、月約60円ということになっておりますので、今まで、従前補助をしてきた補助額が減るわけですから、その中でどういうふうなかさ上げができるかということで考えてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 例えば、設置基準をこれから考えていく中で、何か困難な部分とかそういったところは、以前は、例えば農業の地域とか、そういったところが困難だというふうにお伺いしたと記憶しておるんですが、ほかにもいろいろ何かあれば、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 主には、やはり農作物の被害というものがあろうと思います。それと地権者の方がどうしてもいやだと言われることもあろうと思います。

ちょっと御質問から外れるかもしれませんが、引き続き設置基準を検討させていただくわけですが、今度は、実際に設置している自治体に制度上、運用上どんな課題があるかというのをしっかり調査させていただきたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） よく緊急とか使われるんですけど、どういうふうに捉えていいのかよくわかりませんが、ある程度調査をしていった次の段階に入る、まず、この調査をクリアしなければいけないということで、大体いつぐらいを、何年ぐらいをめどにという、地元の声を聞いていくということになるのでしょうか、お考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

いつまでにというのは、今即答はできない状態でございます。でも、当然、議員が言われるように、今後、設置ができない自治会等が多々出てくることも予測されますので、できるだけ早い時期に、そういうふうな制度設計を考えていきたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） そもそもこの質問をしたのは、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」の案だったんですけど、ここで交通安全防犯対策の推進ということで、主な取り組みとして防犯灯の設置促進というのがありました。

今までの基準で、ルール上、自治会が管理するということなので、LEDを推進していく、それも重要なことだと思いますが、前回の御答弁で、設置基準を研究していくというふうにいただいていますので、その記述をここに載せてくださいということだったんですが、今から促進していただいただけというふうに、私はさっきから捉えておりますが、これは載せていただけるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

総合計画でございますけれども、その取り組みの中にはちょっと今の記述のままで、できたら納めさせていただきたいというふうに考えております。ただし、実際は議員が言われるように、設置基準が必要となることがもう予測されますので、前向きに調査・検討してまいりたいということで、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） ありがとうございます。全てが納得するようなことはなかなか難しいと思いますが、ひとつこれ青いライトを使うと何か防犯意識が減退するといいますが、心が落ち着いてくるそうです。そういったことを取り組んでいる地域もあるそうです。そ

れで犯罪件数も減少したということなので、例えば農業地域とかであれば、そういったこともちょっと調べていただいて、取り入れられるんなら取り入れてもらえればと思います。

1つ目の質問と同様に安心安全、加えて美しいまちづくりを市民とお約束するまでもなく、とうとい税金をお預かりする者の責務として一日も早く実証していただき、防府市全体に均等に明かりがともることを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、1番、和田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。大変お疲れさまでございました。

午後2時23分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月11日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 平田 豊民

防府市議会議員 今津 誠一